

山田太郎3年間の実績 【表現編】



2022年7月27日版
山田太郎事務所 V3

表現規制との闘いの実績

①

第5次男女共同参画基本計画の文章案の事前修正

- 「メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止」との記載を
→ 「違法な性・暴力表現の流通等を防止」に修正
- 「女性の人権を尊重した表現の推進」との記載を
→ 「性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策」に修正

②

新サイバー犯罪条約の議論を牽制するステートメントの提出

- 2022年2月28日から始まったアドホック委員会について外務省と緊密に連携
- 非実在児童ポルノ規制を含む創作規制等を牽制するため、日本のステートメントとして「表現活動の抑制を招かないようにすることが必要」との見解を表明
- また、必要な限度で留保を認める規定を設けること等についても要請

海賊版対策の実績

①

2020年著作権法改正

- ネット上の自由に最大限配慮した形での侵害コンテンツDL違法化
- リーチサイト規制の導入
- ダウンロード型の漫画海賊版サイトの減少

②

海賊版サイト運営者特定のための発信者情報開示制度の改善

- 2020年の省令改正によって開示情報に「電話番号」を追加
- 2021年のプロ責法改正によって迅速な開示のための新たな裁判手続を創設

③

外国会社の登記の徹底

- YouTube等の海外プラットフォームへの裁判手続は海外送達に時間がかかる
- しかし、日本において外国会社の登記がされていれば国内送達が可能
- 外国会社の登記をすべき企業に対して法務省から手続を指導

国会図書館デジタル化の実績

①

国会図書館資料のデジタル化のための予算確保

- 毎年2.3億円程しかなかった予算が5年間207億円に大幅増加

②

デジタル化資料の利活用ための法整備（著作権法改正）

- ① 国会図書館による「個人向けデジタル化資料送信サービス」の実現
- ② 図書館等による「図書館資料の公衆送信サービス（メール送信等）」の実現

③

障がい者就労支援の画期的事例の実現

- 「障害者優先調達推進法」の理念を実現する新しい画期的事例の実現

ゲーム・ネット・スマホ規制対策の実績

①

エビデンスに基づかないゲーム・ネット・スマホ規制の阻止

- 厚労省の国会答弁：ネット依存、スマホ依存についてはそもそも定義なし
- 厚労省の国会答弁：ゲーム・ネット・スマホ依存は原因も治療法も予防法も不明
- 文部科学省の行動嗜癖パンフレットからエビデンスに基づかない記述を削除

②

ゲーム障害・ネット依存に関するWHO公式見解の獲得

- ① ゲーム障害は、病気や疾病ではない（そのような言い回しは不適切である）
- ② ネット依存は、エビデンスが不十分であったためICD-11に含まれなかった

③

ネット依存の誤った情報の是正

- 「インターネット依存の疑いがある中高生は約93万人」との報道（2018年）
- しかし、報道に関する調査は、そもそもネット依存を調べるためのものではなく、構造化面接も不実施（厚生労働省はネット依存を把握するための調査をしてない）
- 誤った情報に基づき政策を行っている自治体には、厚労省が是正を行う

フリーランス政策の実績

①

フリーランスに関する政府初の統一調査の実現

- フリーランスについて政府に定義がなく、実態が把握できていないことを問題視
- 2019年より政府に定義と統一調査の実施を要請
- 政府初の統一調査が実現し、2020年5月、内閣官房よりその結果が公表

②

フリーランスガイドラインの策定（定義も含む）

- フリーランスガイドラインが策定され、2021年3月26日、内閣官房等より発表「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」
- その中で、「フリーランス」について、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」と定義

③

下請中小企業振興法の改正（対象取引類型の拡大等）

- 2019年より、下請法の資本金要件の撤廃を主張し、2020年の閣議決定文書「成長戦略実行計画」に立法的対応が盛り込まれたが、実現の道半ば
- 一方、下請中小企業振興法の改正は、2021年6月16日に実現。対象取引類型の拡大によってアニメーター等への委託の場合が法の適用対象に。

京アニ義援金の税制特別措置

MANGA議連 菅義偉官房長官に申し入れ

- MANGA議連申し入れ（2019年7月26日）
 - － 京都アニメーション火災事件に対して菅官房長官に提言提出
あらゆる支援策を速やかに講じることを強く要望した



内閣官房長官 菅義偉 殿

京都アニメーション火災事件に対する政府への要望

去る7月18日に、青葉真司容疑者が京都アニメーション社屋に侵入しガソリンを撒き散らし犯行に及んだ。まだ、容疑者への事情聴取はできていないが、事前に周到な準備をしていたという。

テロにも等しいこの確信的犯罪に強い憤りを禁じえない。

まずは、お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げ、被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げます。

「京アニ」の愛称で世界的に親しまれる京都アニメーションは、「涼宮ハルヒの憂鬱」や「けいおん」、「聲の形」「氷菓」などの極めてクオリティの高い作品を制作し MANGA（マンガ・アニメ・ゲーム）を支えている日本を代表する企業だ。全国には作品の舞台となった場所があり「聖地巡礼」として日本はもとより世界各国からファンが訪れている。今回多くの有能なアニメーターをはじめとする技術者が命を落とした。ICT がどれだけ進展しても、現場の職人的作業は絶対に必要で世界に誇る日本の MANGA にとっても一企業の問題を超えて、きわめて深刻な問題であり、業界全体でも大きな不安に駆られている。世界の首脳から多くのお悔やみのメッセージが送られてきたことはそのことを象徴している。

既に政府の骨太方針にも「我が国の誇るマンガ・アニメ・ゲームなどのメディア芸術の情報拠点の整備を促進」と記されている。

従って、世界一を誇る日本の MANGA 振興は国としての取り組みでもある。

そこで、政府に対しては、

あらゆる支援策を速やかに講じることを強く要望するものである。

令和元年7月26日

マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟 会長
(MANGA 議連)

衆議院議員

古川圭司

フリーランス

内閣委員会 フリーランスの定義明確化と下請法問題、政府が動く

- 内閣委員会（2020/03/10）
 - フリーランスの定義について
 - 西村康稔国務大臣

**政府統一でフリーランスの実態調査がされておらず
定義もこれまでされていない！**



厚労省さんと中企庁さんと内閣府さん、
全くフリーランスに関する定義と対象の人数すらまちまちでありまして、
このままではまずいなというふうに思っているわけでありまして。
そこでお聞きしたいんですが、
今後、フリーランスの定義はどうされていくのか。

フリーランスにつきましては各省が
それぞれ対応してきたという実態がございます。
そこで、実態把握、それから、どういう形が、実態があり、それに対して
どう対応すべきか、政策的にどう対応すべきかということを私の下で、
内閣官房で整理をしていこうということになっております。



政府：フリーランス実態調査結果

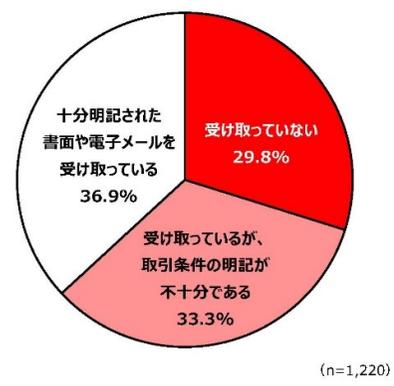
- 内閣官房日本経済再生総合事務局（2020/05）
 - フリーランス実態調査結果について



国内のフリーランスの実態把握のために、
内閣官房において統一調査を実施した。

取引状況 (取引先との関係) | トラブル経験者における取引先からの書面の交付状況

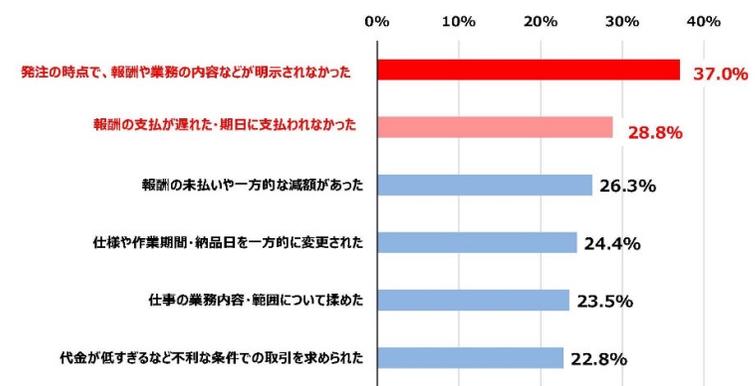
○ 取引先とのトラブルを経験したことがある者のうち、そもそも書面・電子メールが交付されていなかったり、交付されていても取引条件が十分に明記されていなかった者が6割。



(注)「仕事の受注時に、取引先（発注者）から、発注単価や納期などの仕様について明記された書面や電子メールを受け取っていますか。最も多いケースについてお答えください。」(単一回答)という設問と、「これまでに、取引先（発注者）との間で、以下のような経験はありますか。」(複数回答可)という設問への回答を集計。

取引状況 (取引先との関係) | 取引先とのトラブルの内容

○ 取引先とのトラブルの内容としては、「発注の時点で、報酬や業務の内容などが明示されなかった」が4割。
 ○ また、「報酬の支払が遅れた・期日に支払われなかった」と回答した者は3割。



(注)「これまでに、取引先（発注者）との間で、以下のような経験はありますか。」(複数回答可)という設問への回答のうち上位6項目を集計。

内閣官房による統一調査と類似調査との比較

| | 内閣官房による統一調査 (関係省庁連携) | 内閣府 | 中小企業庁 | 厚生労働省 |
|-----------------|--|--|--|---|
| | 「フリーランス」 | 「フリーランス相当」 | 「フリーランス」 | 「雇用類似の働き方の者」 |
| 対象 | ①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む | ①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む | ①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む | ①自身で事業等を営んでいる ②従業員を常時使用していない ③個人事業主等で店主ではない ④農家や漁業者ではない ⑤業務の委託を受けている ⑥事業者が直接の取引先 ※法人の経営者を含む |
| フリーランスの 試算人数 | 462万人 (本業 214万人／副業 248万人) | 341万人 (本業178~228万人／副業112~163万人) ※なお定義の違いにより306~341万人と 幅をもって推計 | 472万人 (本業 324万人／副業 148万人) | 367万人 ※①~④に該当する者を試算したもの |
| サンプル | 144,342人 | 50,000人 | 62,415人 | 18,377人 |
| 調査 期間 | 2020年2月10日~3月6日 | 2019年1月28日~3月4日 | 2019年1月11日~1月31日 | 2019年1月15日~2月21日 |
| 調査主体 | 内閣官房 日本経済再生総合事務局 | 内閣府政策統括官 (経済分析担当) | リクルートワークス研究所 | (独) 労働政策研究・研修機構 |

政府：フリーランス・ガイドライン（フリーランスの定義）

- 内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省（2021/03/26）
 - － **フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン**

「フリーランス」とは法令上の用語ではなく、定義は様々であるが、
本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、
**実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、
自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者**を指すこととする



<別紙 1>

- 例えば、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」が他に雇用契約の下で働く場合に、当該雇用契約における業務を行うときの雇用主との関係では、本ガイドラインにおける「フリーランス」とはしない。一方で事業者との業務委託契約（請負契約や準委任契約）だけでなく、消費者を相手に物品やサービスを販売する者については、本ガイドラインにおける「フリーランス」としている。
- 「実店舗」については、専用の事務所・店舗を設けず、自宅の一部で小規模に事業を行う場合は「実店舗」に区分しないこととし、共有型のオープンスペースであるコワーキングスペースやネット上の店舗も実店舗としない。耕地や漁船を有して、耕作や漁業をする農林漁業従事者は「フリーランス」とはしない。
- 「雇人なし」については、従業員を雇わず自分だけで又は自分と同居の親族だけで個人経営の事業を営んでいる者とする。

- 内閣委員会（2020/03/10）
 - － フリーランスと下請け法の関係
 - 西村康稔国務大臣



競争法による規律を見直していくんだと、取り上げていくんだ、対象にしていくんだ、検討の対象にしていくんだということなんですが、これ非常に重要なのは、この競争法の規律というのは独禁法及び下請法を指す、それを見直していく考えがあるのかどうか

フリーランスの取引について下請法の規律を働かせるべきだというのも、これも大切な視点だというふうに思っております。他方、この下請法を適用してやる場合に今の定義でいいのかどうかと、この定義を拡大していくこともあるんじゃないかという、以前にも山田議員からも御指摘をいただいております。この点について、多数の取引、多数の企業の取引に様々な影響を与えることとなりますので、様々な観点からの検討が必要であるというふうに認識をしているところでございます。



- 内閣委員会（2020/03/10）
 - 下請法の外形要件の追加・変更について
 - 西村康稔国務大臣



下請法の外形的な基準が資本金一千万円というのが線になっていますが、例えば一千万円又は売上げ五億円以上又は従業員五十人以上という形になれば、随分大きな会社も免れずにきちっと、
いわゆる**下請法の中で多くのフリーランスが救済される可能性がある**と。もちろん全ての枠組みをなくしてしまうと外形的に優越的地位があるのかどうかということが判定しにくくなりますから、それは一つ下請法の仕組みとして残したとしても、何も**資本金一千万円にこだわる必要はない**んじゃないかと、こういうふうにも考えております。

下請法でどう対象としていくのかというような点ですね
この点につきまして、公取、公正取引委員会や中小企業庁など関係省庁において、どのような実効的な対応があり得るのかということについて
是非検討を進めてもらいたいというふうに考えているところでございます。



- 内閣官房（2020/07/17）
 - － 成長戦略実行計画

□ 立法的対応の検討

取引条件を明記した書面の交付は下請代金支払遅延等防止法上で義務付けられているものの、**資本金1,000万円以下の企業からの発注などフリーランスの保護を図る上で必要な課題について、下請代金支払遅延等防止法の改正を含め立法的対応の検討**を行う



※ フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、以下の保護ルールの整備を行う

- ① 実効性のあるガイドラインの策定
- ② 立法的対応の検討
- ③ 執行の強化
- ④ 労働者災害補償保険等の更なる活用

政府：下請中小企業振興法の改正（対象取引類型の拡大等）

- 中小企業庁（2021/06/16）
 - 改正下請中小企業振興法の公布

親事業者の協力のもとに、下請中小企業の体質を強化し、
下請性を脱した独立性のある企業への成長を促すことを目的とする
下請中小企業振興法を改正し、**対象となる取引を拡大**した



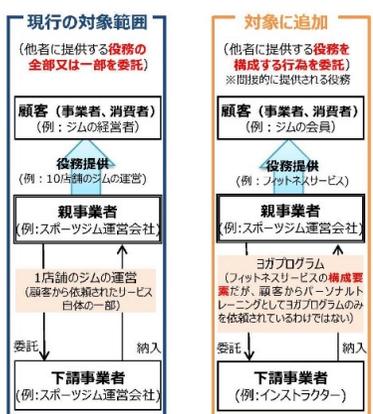
下請中小企業振興法における対象取引類型の拡大

- 下請中小企業振興法における対象取引類型を拡大し、他者に提供するサービスを構成するサービスの委託等を対象とする。
 - 例：スポーツジムの運営者が、ジムでスタジオプログラムのレッスンをフリーランスであるインストラクターに委託する場合など

アニメーター等への委託の場合

- アニメ制作会社がアニメーターにアニメ制作の全部又は一部を委託する場合、当該委託は情報成果物委託に該当し、現行の下請中小企業振興法においても対象となる。
 - ※ 顧客から依頼された「情報成果物の作成」の一部を下請事業者へ依頼しているため、対象取引に含まれる。

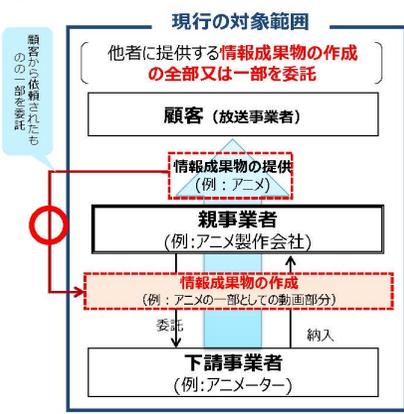
対象取引類型の拡大（役務の場合）



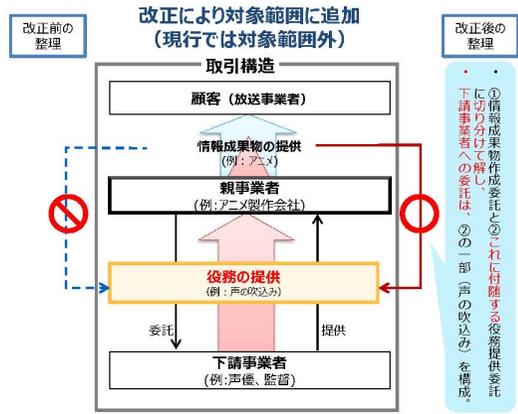
下請事業者の声（いずれも、現行法では対象外取引のもの）

- 【スポーツ教室の講師】
市民スポーツ教室の講師をしているが、**新型コロナウイルス感染症の影響により、相手方から、一方的な報酬の削減の話**が出ている。
 - 【フリーランスのスポーツインストラクター】
相手方施設にて指導を行っているが、**新型コロナウイルス感染症の関係で、なんらの補償なく休業を命じられた。**
 - 【見積書作成代行】
見積書の作成請負をしているが、**契約書はあっても、仕事量や仕事内容の詳細な取り決めがない。また、相手方には発注書も作成してもらえない。**
- ※フリーランスについては、
・弱い立場にあるため、しわ寄せを受けやすい
・フリーランス側から書面交付を求めると面倒な相手とみなされ、仕事に影響がでるといった指摘がされている。

アニメーターへ情報成果物を委託する場合



声優等へ役務を委託する場合



フリーランス労働法制

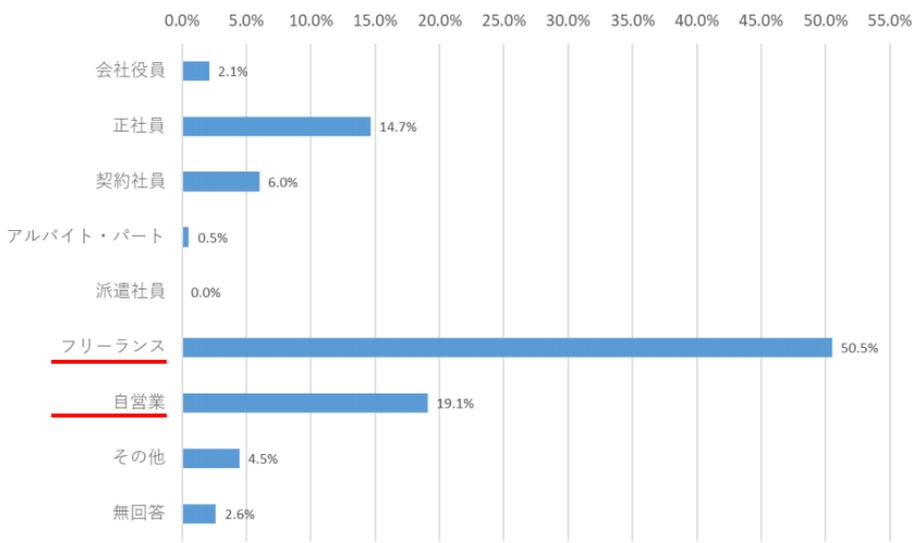
- 資本金1000万円以下の会社から請負契約で仕事を請け負ったフリーランスは保護されていない。（独禁法の対象ではあるが、過去に適用事例無し）

| 契約方法 仕事発注側 | 労働契約 (雇用) | 請負契約 (フリーランス) |
|-----------------|-------------------------|------------------|
| 資本金 1000万円以下 | 労働基準法 最低賃金法など で保護 | 保護無し |
| 資本金 1000万円超 | 労働基準法 最低賃金法など で保護 | 下請法で保護 |

資本金別の会社数（アニメ制作・東京）

- アニメ制作者の7割がフリーランスまたは自営業者
- 全体の約2/3が下請法対象外の資本金1000万円以下

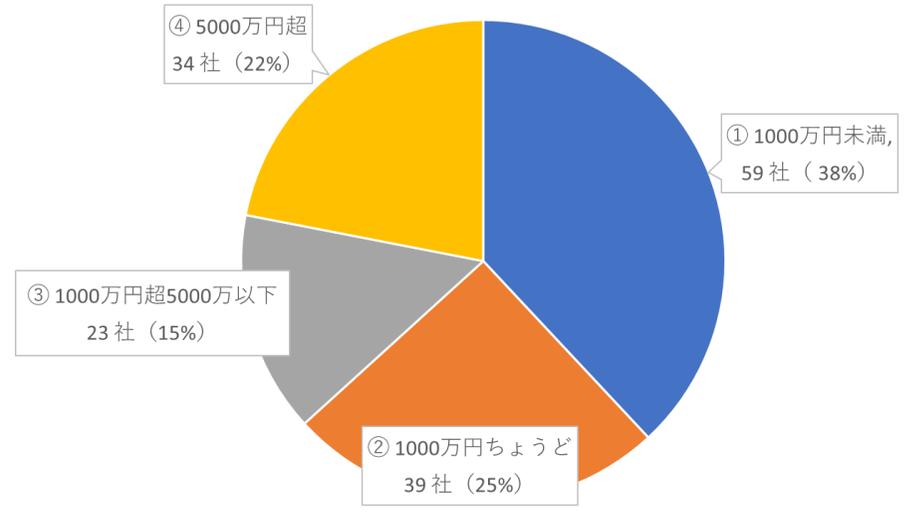
アニメーション制作者の就業形態



(015a, n=382, 単一回答)

資本金別会社数

東京商工リサーチ業種コード：4113（アニメーション制作業）
所在地：東京 合計155社

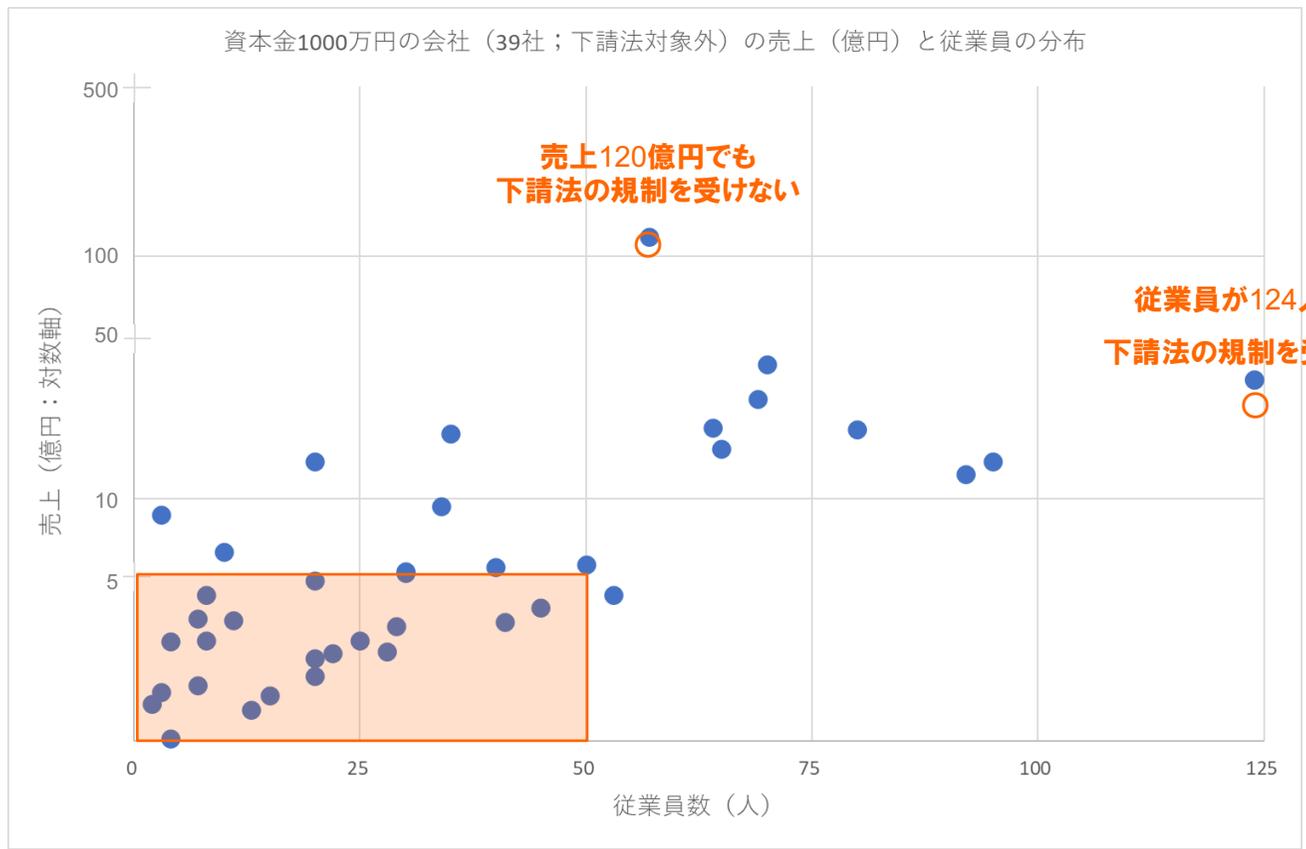


出典：アニメーション制作者実態調査報告書2019（JAniCA）

出典：東京商工リサーチの資料より山田太郎事務所作成

資本金1000万円の会社の売上と従業員数の関係

- 資本金1000万円の会社でも売上が100億円、あるいは、従業員が100人を超える場合もあるが、下請法の対象となっていない
- 例えば、売上5億以上または従業員50人以上の会社が個人に発注する場合は下請法の対象とするなどが必要では無いか（39社中17社が下請法対象に）



※縦軸(売上)が対数軸であることに注意

著作権法改正

著作権法改正までの流れ

| | | |
|------------|---|---|
| 2010年1月1日 | 2009年改正著作権法 施行 ² | 侵害コンテンツについてダウンロードの違法化（音楽・映像のみ、罰則なし） ※ 漫画や雑誌、論文等の静止画コンテンツの違法ダウンロードは規制されず |
| 2012年10月1日 | 2012年改正著作権法 施行 ² | 違法ダウンロードの刑事罰化（音楽・映像のみ） ※ 漫画や雑誌、論文等の静止画コンテンツの違法ダウンロードは規制されず |
| 2019年2月25日 | 2019年著作権法改正案 自民党文科部会了承 ² | 違法ダウンロードの対象の制限を撤廃（「漫画や雑誌、論文」等にも拡大）、 静止画についてスクショも含め全面的に違法化・刑事罰化する内容 |
| 2019年3月13日 | 2019年著作権法改正案 国会提出見送り ² | 自民党文科部会・知財調査会の幹部会合で、漫画家へのヒアリングが行われていないなど法案が拙速に作られ、「漫画家をはじめとする著作権者、一般国民ユーザー、双方からの不安・懸念が払拭されていない」との理由で、2019年通常国会への法案提出見送りを決定 |
| 2019年12月4日 | 知財小委員会 事務局長就任 2020年著作権法改正案 責任者 | 自民党で著作権政策を扱う「知的財産戦略調査会 デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会」の事務局長（実務責任者）に就任、 侵害コンテンツの静止画ダウンロードの違法化・刑事罰化に関して、著作権法改正の責任者として利害関係者及び文化庁等と数十回にも及ぶ打合・会議を行い、2020年著作権法改正案をとりまとめ |
| 2020年6月5日 | 2020年著作権改正案 成立 | 2020年著作権法改正案が成立 ※ 衆参両院において全会一致で可決され成立 |

静止画DL違法化問題の流れ

| | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 2019年 | 2月8日 | 赤松健が中心となり漫画家や有識者が院内集会を開き懸念を表明 |
| | 2月27日 | 日本漫画家協会が正式に声明を発表 |
| | 3月6日 | 赤松健が自民党知財調査委員会にて有識者として反対を表明 |
| | 3月13日 | ダウンロード違法化の法案が正式見送りに |
| | 7月 | 山田太郎参院選当選 |
| | 9月25日 | 日本漫画家協会と出版広報センターが共同声明①を発表 |
| | 11月27日 | 著作権法案検討に係る有識者検討会スタート（赤松健委員として参加） |
| 2020年 | 1月29日 | 自民党デジタル小委員会（山田太郎事務局長）が提言取りまとめ |
| | 2月4日 | 日本漫画家協会と出版広報センターが共同声明②を発表 |
| | 5月26日 | 衆議院本会議で全会一位で可決 |
| | 6月2日 | 赤松健、参議院文教科学委員会にて参考人質疑 |
| | 6月5日 | 参院本会議でも全会一致で可決、成立 |

著作権法や海賊版対策を取り扱う委員会の事務局長に就任

■ 知的財産戦略調査会全体像

知的財産戦略調査会（親会）

林芳正 会長
小林鷹之 事務局長

① 技術的優位の確保に関する小委員会

山際大志郎 小委員長
小林鷹之 事務局長

② デジタル社会に対応した知財活用小委員会

小林史明 小委員長
山田太郎 事務局長

③ 知的創造価値インフラ推進小委員会

上川陽子 小委員長
井林辰憲 事務局長



知財小委員会の事務局長として

■ 2019年

| | |
|--------|--|
| 11月7日 | ● 【打合】小林史明議員 & 各省庁 党 政務調査会「知的財産戦略調査会」小委員会 立ち上げについて |
| 11月12日 | ● 【レク】文化庁著作権課 |
| 11月13日 | ● 【打合】小林史明議員 |
| 11月14日 | ● 【打合】知的財産戦略調査会：事務局長小林鷹之議員 ● 【レク】文化庁著作権課（著作権法とフェアユース） |
| 11月18日 | ● 【打合】知的財産戦略調査会：委員長林芳正議員 ● 【会議】知的財産戦略調査会 役員会 |
| 11月21日 | ● 【レク】文化庁著作権課（著作権法改正の有識者検討会の件） ● 【打合】小林史明議員 |
| 11月28日 | ● 【打合】党本部事務方打合せ ● 【レク】知財事務局 |
| 12月2日 | ● 【レク】文化庁著作権課（著作権の検討会の報告） ● 【会議】デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会 「著作権法の改正について」 |
| 12月4日 | ● 【レク】警察庁（海外海賊版について） |
| 12月10日 | ● 【レク】コンテンツデータベース ● 【会議】デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会 「各省庁のコンテンツデータベース（映画・アニメ・音楽等）の重複状況について」 内閣府（知財事務局）、文化庁、経済産業省、総務省より |
| 12月11日 | ● 【レク】調査室（著作権犯の国際取締り） ● 【レク】内閣府（海賊版全体像） |
| 12月12日 | ● 【レク】内閣府（知的財産戦略本部の組織等について） |
| 12月13日 | ● 【レク】経産省（デジタル著作権について） |
| 12月13日 | ● 【レク】文化庁著作権課（著作権法の改正について） |
| 12月24日 | ● 【レク】文化庁著作権課（著作権検討会の方向性） |
| 12月25日 | ● 【レク】内閣府（知的財産戦略本部の組織等） |

■ 2020年

| | |
|-------|---|
| 1月10日 | ● 【レク】文化庁著作権課（専門家会議について） |
| 1月16日 | ● 【レク】文化庁著作権課（著作権法改正について、文化立国調査会 事前説明） |
| 1月20日 | ● 【レク】文化庁著作権課（著作権法について） |
| 1月22日 | ● 【会議】デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会 「著作権法改正案の検討状況について」文化庁より報告 ● 【打合】小林史明議員（著作権法改正提言について） ● 【レク】文化庁著作権課（著作権法について） |
| 1月28日 | ● 【打合】甘利明議員（著作権法改正提言について） ● 【会議】知的財産戦略調査会 「データ利活用と個人情報保護」について ● 【打合】林芳正議員（著作権法改正提言について） |
| 1月29日 | ● 【会議】デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会 「著作権に関する各種団体よりヒアリング」 著作権法改正に関するとりまとめ |
| 1月30日 | ● 【会議】知的財産戦略調査会・デジタル社会実現に向けての知財活 用小委員会合同会議 「小委員会取りまとめ報告」 |
| 2月3日 | ● 【申入】萩生田文部科学大臣 海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れ |

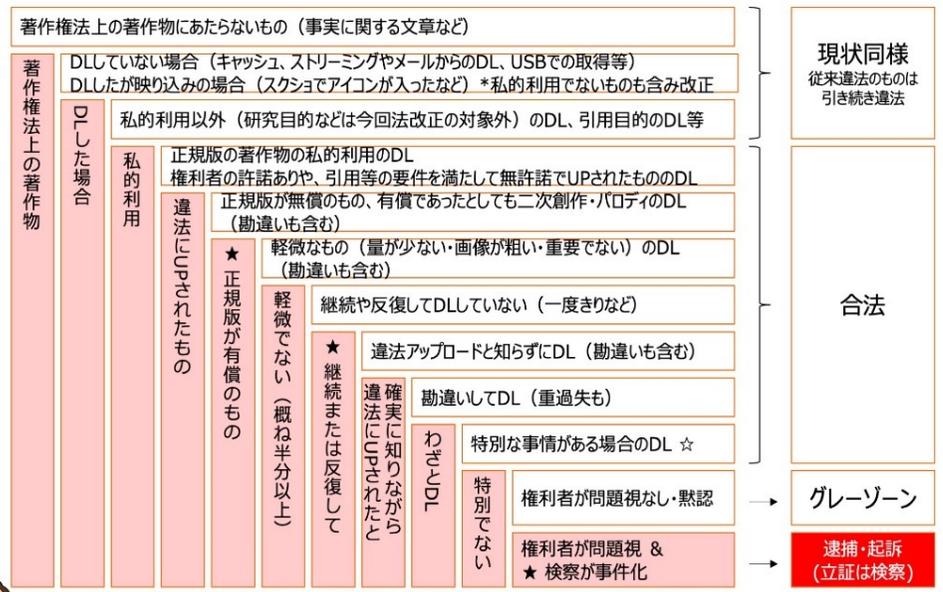


「改正著作権法」成立（衆参両院で全会一致）

● 2020年6月5日「改正著作権法」成立（衆参両院で全会一致）

自民党で著作権法改正を扱う「知的財産戦略調査会 デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会」の責任者（事務局長）として、文化庁著作権課との擦り合わせを行ってきました。今回の法案は、10回を超える会議や検討会等で、あらゆる人たちの目に触れて、非常に問題が多かった前回の法案を修正して、**海賊版は許さないが、決して萎縮に繋がらないように**と、**見直されて出来たもの**であり、**保護と利用のバランスがとれたもの**となっています。

侵害コンテンツDL違法化（刑事）の範囲



「二次創作・パロディ」のダウンロードや「軽微なもの」のダウンロードを違法化対象から除外することにしました。



著作権法DL違法化範囲拡大

★：民事事件の場合は要件とならない ☆：民事事件の場合は立証はユーザー

●2019年2月3日 萩生田文部科学大臣に提言申し入れ

以下4項目を政府に対して要請

- ①侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象から、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合は除外すること（民事、刑事の両方）」
- ②リーチサイト規制に関する刑事罰の運用を懸念する声もあることから、侵害コンテンツのダウンロード違法化と同様、インターネット利用が不当に制限されないように運用上の配慮を行う旨を附則に明記すること
- ③海賊版対策の本丸である「違法アップロード対策」を充実するための方策（特に民間との協働や国際連携、国際執行など）について検討、措置を行う旨を附則に明記すること
- ④研究活動などにおける著作物利用の困難性を指摘する声もあることから、研究目的の権利制限規定の創設、その他デジタル社会に対応した知財活用のための施策について、権利者の利益保護に留意しつつ、速やかに検討を進めること



- **2021年 6月3日(木)知的財産戦略調査会 井上信治内閣府特命担当大臣に提言申入**
デジタル化の進展や産業構造の変化を踏まえて各分野の提言をまとめました
 - (1) 「国際標準の戦略的な形成・活用」
 - (2) 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）推進でのイニシアティブの発揮を含む「データ利活用推進」
 - (3) 企業価値の向上と更なるイノベーションにつなげる「知的財産の投資・活用の促進」
 - (4) 新型コロナの影響を踏まえた「コンテンツ戦略」
 - (5) デジタルアーカイブや海賊版対策、国会DX「デジタル社会推進のための知財活用」
 - (6) 学校建築でのプロポーザル方式やコンペ方式の採用など「公共調達における知的生産者の適切な選定」



- デジタル社会推進知財活用小委員会 事務局長として以下3点をまとめました

1. デジタルコンテンツの利活用について

- ・次世代デジタル著作権の確立までの工程表の作成
- ・権利情報データベースの整備
- ・簡素で一元的な権利処理を可能とする方策の検討
- ・新しい権利管理や利益分配モデルの社会実装の検討
- ・日本のコンテンツの海外展開支援
- ・国会図書館から利用者への絶版商業雑誌（現に流通している単行本への影響が大きいものは除く）及び絶版漫画の送信の実現
- ・デジタルアーカイブ社会実現に向けた政府実施計画の作成及び予算措置
- ・デジタルアーキビストの国家資格創設の検討

2. インターネット上の海賊版対策について

- ・発信者情報開示制度の継続的な改善
- ・日本において事業を行う海外のプロバイダに対する外国会社の登記の徹底
- ・外国の裁判所での法的手続を補助する仕組みづくり
- ・日本の捜査機関が効果的な国際連携により主体的に捜査を行うことができる環境の整備
- ・十分な予算措置による官民共同での集中的・効果的な取締り
- ・公的裏付けをもった海賊版対策組織の強化

3. 国会のDXについて

- ・立法目的の公衆送信を可能とする著作権法42条改正等の検討
- ・国会審議映像のSNS投稿等を可能とする同法40条改正等の検討



5. デジタル社会推進のための知財活用について

(1) デジタルコンテンツの利活用について

昨年の知的財産戦略調査会からの提言を受けて、政府内において、次世代デジタル著作権の検討が進められている。コンテンツをめぐるエコシステムをとりまく環境は、配信ルートや制作者の多様化、分野融合の拡大、新たなビジネスモデルや収益構造の登場、プラットフォームの影響力の増大等、大きく変化している。このような変化をチャンスとして最大限活かすべく、デジタルコンテンツの利活用においては、デジタル時代の特性に対応したコンテンツの利用円滑化（UGC 作品、過去作品等の利用円滑化を含む）、その基盤となる権利情報データベースの整備、簡素で一元的な権利処理を可能とする方策の検討（裁定制度の抜本的改革、集中管理団体による集中管理の促進、新たな権利制限規定や拡大集中許諾の導入の検討等）コンテンツ利用におけるリアルとデジタルのイコールフットリング、プラットフォームへの対応等が重要であるため、これらの点を踏まえ、本年秋までに、次世代デジタル著作権の確立に向けた工程表を作成し、世界をリードするデジタルライセンス市場の創出に向けた検討を着実に進めていくことを求める。

また、ブロックチェーンやフィンガープリント等による権利管理、投げ銭による利益分配等、デジタルコンテンツの利活用とクリエイターへの対価還元を促進する新しい仕組みの社会実装についての検討も必要である。

日本のコンテンツの海外展開においては、外国曲を利用する場合のシンクロ権の処理や、日本からの配信を海外在住者が視聴する場合の決済等の問題点も指摘されていることから、そのような点に対する支援策を充実させることも求められる。

令和3年通常国会において、国会図書館が絶版等資料のデータを直接利用者に対して送信することを可能とする改正著作権法が成立した。しかしながら、絶版となっている商業雑誌及び漫画については、運用上、対象外となるおそれが高い。そこで、これらのうち現に流通している単行本への影響が大きい商業雑誌（文芸誌や漫画雑誌、2000年以降に刊行されたもの等）以外についても、各種権利者の理解を得つつ、著作権者や原出版社へ非金銭的インセンティブを付与し、かつ、オプトアウトを認めることを前提に、国会図書館から直接利用者に対して送信できる運用とすることを求める。

日本が真のコンテンツ大国となるためには、書籍や美術品等のデジタル化の加速等デジタルアーカイブ社会の実現に向けたより一層の取組みが不可欠であり、政府実施計画を作成し、予算措置を行う必要がある。また、その担い手を確保するため、デジタルアーキビストの国家資格創設を検討するとともに、教育カリキュラムや教材の整備を行うことが重要である。

以下に具体的に推進すべき事項を列挙する。

- ・次世代デジタル著作権の確立までの工程表の作成
- ・権利情報データベースの整備
- ・簡素で一元的な権利処理を可能とする方策の検討
- ・新しい権利管理や利益分配モデルの社会実装の検討
- ・日本のコンテンツの海外展開支援
- ・国会図書館から利用者への絶版商業雑誌（現に流通している単行本への影響が大きいものは除く）及び絶版漫画の送信の実現
- ・デジタルアーカイブ社会実現に向けた政府実施計画の作成及び予算措置
- ・デジタルアーキビストの国家資格創設の検討

(2) インターネット上の海賊版対策について

令和2年通常国会において、「リーチサイト規制」及び「侵害コンテンツのダウンロード違法化」のための著作権法改正が、知的財産戦略調査会の提案通り実現した。これによって、リーチサイトの自主的閉鎖、海賊版サイトへのアクセス数の初の減少等、インターネット上の海賊版対策が大きく前進した。

しかしながら、国内の海賊版サイトやダウンロード型の海賊版サイトは減少に転じたものの、海外のストリーミング型の海賊版サイトは増加している。特に、運営者がベトナムにいと推測されるストリーミング型の海賊版サイトが急拡大し、アクセス数上位10サイトのうち4サイトを占め、全体の被害を押し上げている。上位10サイトは全て海外サーバーを利用しているが、これらへの合計アクセス数は月間2億を超えるなど被害は未だ深刻であり、国際執行の強化が急務である。

国際執行の強化に関する民事上の手続としては、海賊版サイトの運営者を特定するための発信者情報開示制度が重要である。この点、昨年の知的財産戦略調査会からの提言も踏まえ、令和2年8月31日の省令改正で開示情報に電話番号が追加され、令和3年通常国会のプロバイダ責任制限法の改正では現行手続よりも簡易・迅速に発信者情報の開示を受けられる新たな裁判手続が創設された。これらの発信者情報開示制度の改正によって海賊版サイトの発信者の特定が進むことが期待されるが、状況の変化に応じた継続的な改善が必要である。

また、海賊版サイトが海外のプロバイダを利用している場合、当該プロバイダが「日本において事業を行う者」等の要件を満たせば、日本の裁判所においてプロバイダ責任制限法等により発信者情報の開示手続が利用できる可能性があるものの、日本において商業登記されていなければ、海外送達が必要となり手続に要する期間が長期化する、当該プロバイダが準拠法や管轄等を理由に日本での裁判手続に応じ

ないといった問題が発生する。そのため、簡易・迅速な送達の実現及び不当な裁判拒否の防止の観点から、日本においてサービスを提供する海外のプロバイダに対して、外国会社の登記を徹底するよう強く働きかけていく必要がある。

さらに、日本の裁判所に管轄が認められない場合、当該プロバイダが所在する外国の法律に基づいて、その国の裁判所において開示手続を行うことが必要であるが、コンテンツの権利者が個別に対応するのは非常に困難である。そのため、外国での法的手続に関する知識の拡充に向けた取組み、外国での法的手続が日本のコンテンツ産業全体の利益に資する場合の資金的援助等、外国の裁判所での法的手続を補助する仕組みづくりも重要である。

他方、刑事上の手続としては、日本のコンテンツを保護することは知的財産立国である日本の国益を保護することであるという観点から、日本の捜査機関が主体となって捜査を行うことが重要である。そのためには、捜査機関における国際連携の強化、外交的な働き掛けの積極化、著作権制度を所管する部局間での協力体制の構築等、より一層の国際協調を進めていかなくてはならない。また、5G時代における海賊版サイト対策の実効性確保を目的として、官民共同による海賊版サイト運営者の摘発プロジェクトの推進、捜査機関以外の公的裏付けをもった海賊版対策組織の強化等、効果的な国際執行のために必要な取組みを進めていくべきである。

海外の海賊版サイトへの民事上の差止めや損害賠償は、執行できない場合が少なくなく、執行できたとしても運営者に莫大な経済的利益が残ることが多く、かつ、すぐに他のサーバーで新たな海賊版サイトを立ち上げることが可能であるため実効性が乏しいと言わざるを得ない。そのため、海賊版対策においては、民事上の手続ではなく刑事上の手続こそが重要であるとの声も大きい。海外の海賊版サイトの撲滅のためには運営者の厳重な処罰と犯罪収益・犯罪組成物件・犯罪供用物件の全ての没収が必要であること、及び、令和2年通常国会においてリーチサイト運営者への刑事罰を導入した趣旨を踏まえ、十分な予算措置を行い、官民共同による集中的・効果的な取締りを行うことを強く求める。

以下に具体的に推進すべき事項を列挙する。

- ・発信者情報開示制度の継続的な改善
- ・日本において事業を行う海外のプロバイダに対する外国会社の登記の徹底
- ・外国の裁判所での法的手続を補助する仕組みづくり
- ・日本の捜査機関が効果的な国際連携により主体的に捜査を行うことができる環境の整備
- ・十分な予算措置による官民共同での集中的・効果的な取締り
- ・公的裏付けをもった海賊版対策組織の強化

(3) 国会DXについて

令和3年通常国会において、デジタル改革関連法案が成立し、本年9月にはデジタル庁が発足する等、行政DXが強力に推進されている。他方、国会の現場はまだデジタル化が遅れており、国会DXは喫緊の課題である。国会DXの総合的な検討は、政治制度改革実行本部において行われているが、国会DXを進める際に問題となる著作権法上の論点については、知的財産戦略調査会において検討を行った。

特に、国会図書館が立法活動の補佐として行っている国会議員への資料の複製物の提供がメール等のオンラインではできないこと、令和3年通常国会での著作権法の改正後も国会図書館がデジタル化した資料のうち絶版等資料以外のもの(現状約69万点)は、来館せずに議員会館等から閲覧することができないこと等は、デジタル時代における立法活動の効率化のためだけでなく、国会図書館職員の業務の高度化、働き方改革等の観点からも改善が不可欠であるが、現行著作権法上は実現できない。

また、国会議員の国会審議の映像をSNS等に投稿することについては、デジタル時代における政治的表現の自由の確保、統治機構の透明性向上等の観点から重要であるが、現行著作権法上は、許諾を得ずにその配信を行うことはできない。

以上のように、国会DXを進める際は、著作権侵害、とりわけ公衆送信権侵害が問題となるが、極めて公益性が高い立法活動におけるDXが著作権を理由に実現できないということはあってはならない。著作権者の利益を不当に害することにならないよう配慮しつつ、国会DXを推し進めるための著作権法の改正が求められる。

以下に具体的に推進すべき事項を列挙する。

- ・立法目的の公衆送信を可能とする著作権法42条改正等の検討
- ・国会審議映像のSNS投稿等を可能とする同法40条改正等の検討

国会図書館デジタル化

①

国会図書館資料のデジタル化のための予算確保

- 毎年2.3億円しかなかった予算が5年間207億円に大幅増加

②

デジタル化された資料が国民に十分利活用されるための法整備 (著作権法改正)

- ① 国会図書館による絶版等資料のインターネット送信
- ② 図書館等による図書館資料のメール送信等

③

障がい者就労支援

- 「障害者優先調達推進法」の理念を実現する新しい調達実績の構築

山田太郎 国会図書館デジタル化の沿革

2019年12月4日

党・知財調査会 デジタル社会知財活用小委「事務局長」就任
知財の利用促進として国会図書館資料デジタル化についても検討

2020年9月1日

党・知財調査会として「国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言」をとりまとめ、5年総額207億円の予算措置を要請

2021年1月28日

令和2年度第3次補正予算の成立により、
国会図書館資料デジタル化予算60億円を措置※

2021年5月26日

2021年改正著作権法が成立（2022年1月1日施行）
図書館等による図書館資料の公衆送信を可能化する改正※

2021年12月20日

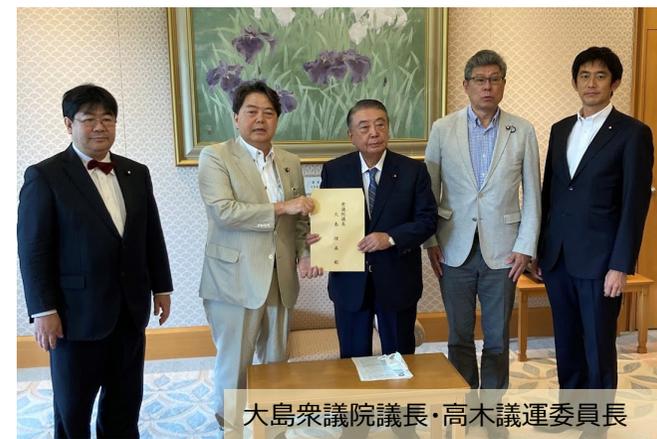
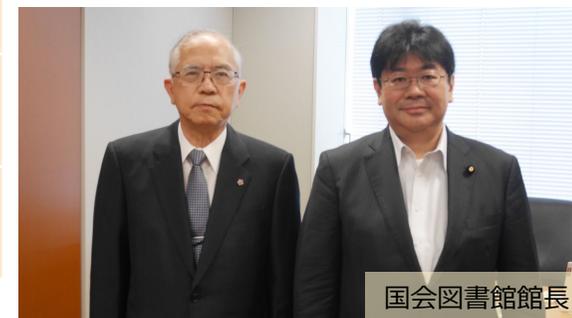
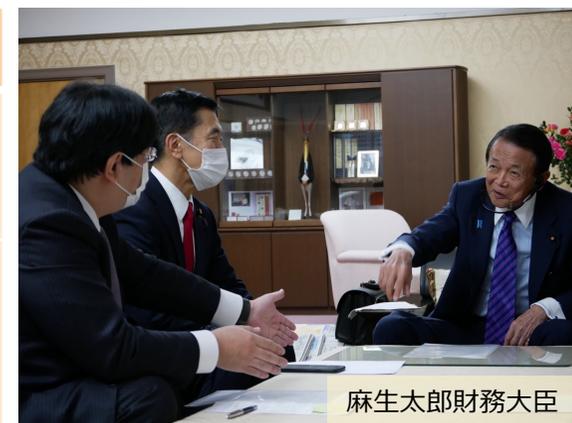
令和3年度補正予算案の成立により、
国会図書館資料デジタル化予算47.5億円を措置※

2022年5月

デジタル化済みの資料のうち絶版等で入手困難なものについて
国会図書館サイト上での閲覧サービス開始※

「国会図書館デジタル化提言」申し入れ

| 2020年 | 提言申入 |
|-----------|--|
| 9月2日(水) | <ul style="list-style-type: none"> ● 山東 昭子 参議院議長 ● 松村 祥史 参議院議運委員長 |
| 9月3日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ● 大島 理森 衆議院議長 ● 高木 毅 衆議院議運委員長 ● 財務省 矢野 康治 主計局長 |
| 9月4日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ● 森山 裕 衆議院国対委員長 |
| 12月16日(水) | <ul style="list-style-type: none"> ● 麻生 太郎 財務大臣 |



国立国会図書館等のデジタル化についての提言

国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言

令和2年9月1日
自由民主党 政務調査会

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全国の図書館が休館するなど研究者や教育者、学生などに大きな影響を及ぼした。同時に、ウィズコロナ時代のニューノーマルに対応した新たな研究・教育活動を下支えする学術環境の早期構築の必要性が明らかになった。

国立国会図書館の図書等のデジタル化の状況を振り返ると、著作権法（第31条第2項）により所蔵資料の網羅的なデジタル化が可能とされているが、実際には、年間約43万点の図書等の収集に対し、わずか2万点（約5%）のデジタル化処理能力（予算）しか備えていない。また、国内刊行の図書等のうち、概ね1968年以前の発刊の図書等244万点（約20%）のみしかデジタル化されておらず、デジタルアーカイブを前提とした図書等の活用に至っていないのが現状である。

また、①デジタル化された図書等についてOCR（光学文字認識）処理がなされておらず本文検索ができない、②有償の電子書籍等や新聞社のWEBのみに掲載されたニュースについては収集もデジタルアーカイブもされていない、③もともとデジタルで作成された図書等についても紙資料での納本後改めてデジタル化せざるを得ないなどの課題が指摘されている。

政府の「骨太の方針2020」においても「教育・研究環境のデジタル化・リモート化」「誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制整備」などと指摘されており、また、関係府省庁では、国立国会図書館でデジタル化された資料へのアクセスを容易化するための著作権法改正が検討されていることから、これと軌を一にして、日本の知の中心である国立国会図書館の図書等のデジタル化を推進し、収集した資料の保存と知の活用を強力に推し進めることが必要である。

具体的には、まず、デジタル化されていない2000年以前に出版された図書等（165万点）について、5年以内に紙資料を電子化する。その際、データにはOCR処理を行い、画像だけでなくコンピュータ文字として認識できる状態で保存し、すでにデジタル化している図書等についても併せてOCR処理を行う。2001年以降に出版された図書等については、2026年までに広くデジタル化の実現手段を探る。

活用面では、国立国会図書館の関係者協議や関係府省庁において、上記課題やウィズコロナ時代に対応した図書館送信制度、絶版等資料へのアクセス容易化のほか、デジタルアーカイブされた図書等の全文検索とスニペット表示（検索キーワードの前後文章の表示）の公開促進などの実現に向けた検討がなされることが望ましい。

いずれにしても、専門的知見に基づく調査や豊富な情報資源の提供によって国会の活動をサポートするという重要な役割を担っている国立国会図書館におけるデジタル化の推進は、我が立法院に課せられた責務である。また、政府に対しても予備費の活用を含めた予算面での手当てなどその推進を強く求めるものである。

以上

所蔵資料デジタル化事業の促進について

合計 207億円

- | | |
|--|-------------|
| ① 資料デジタル化 | 190億円 |
| | ※38億円/年×5年間 |
| ⇒1969～2000年刊行の図書約165万点のデジタル化を外部委託により行う。デジタル化された資料は③によるOCRで全文テキスト化し、日本語ビッグデータとしても整備し、当該期間の資料の分析から様々な再発見を行うための基盤とする。 | |
| ② 恒常的なデジタル化設備の整備 | 3億円 |
| ⇒年間10万点程度のデジタル化を行う設備を東京本館内に整備する。デジタル化するものは、③で開発されるOCRによって全文テキストによる検索を可能とする。 | |
| ③ 資料利用のための高精度分析OCRシステムの開発 | 4億円 |
| ⇒デジタル化資料の画像データから、全文テキスト化（OCR）と、挿絵や写真等の抽出・検索を可能とするためのAIシステムを開発する。利用者の利便性が向上するだけでなく、テキストと画像というAI等のコンピュータで再利用可能な形に資料を転化させることを可能とする。 | |
| ④ 電子書庫（ストレージ）の増強及びシステムの改修 | 10億円 |
| ⇒大量のデータを処理するために電子書庫（ストレージ）の増強及び国立国会図書館デジタルコレクションの改修を行うとともに、大規模なデジタル化作業の進捗・品質を効率的に管理するための情報システムを構築する。 | |

期待される効果：

- （1）大学・図書館等が閉鎖された状況下での研究・教育活動を下支えする学術環境整備（オンラインによる情報アクセスの拡大）
- （2）ジャパンサーチとの連携により、我が国のコンテンツ活用に貢献
- （3）全文テキストデータの提供により、データ駆動型社会・研究に貢献

5年間で総額207億円の予算措置を提言！

国会図書館デジタル化の状況（2020年時点）

現状

- ✓ 国立国会図書館には年間約43万点の納本があるが、デジタル化の能力はわずか2万点/年（5%弱、予算2.3億円）
- ✓ 所蔵1,240万点中デジタル化済みはわずか244万点（20%）
（主に1968年以前の発刊の書籍）
- ✓ デジタル化していても、OCRされておらず全文検索ができない
- ✓ 書籍は紙で納品されている。また、有償電子書籍、新聞社のネット記事等は納品されておらず、アーカイブされていないのが現状

対策

- ✓ 1969～2000年まで刊行の出版物を5年間でデジタル化
- ✓ 図書館納本制度の在り方の検討
- ✓ デジタル化経費 38億円×5年 = 190億円
- ✓ OCRの開発、ストレージの強化等 17億円（初年度）
- ✓ 計207億円（既定経費での措置が難しいため枠外での措置）

国会図書館デジタル化の前提と課題（2020年時点）

コロナ禍

全国の
図書館が閉館
(研究・教育等に
多大な影響)

骨太の方針2020

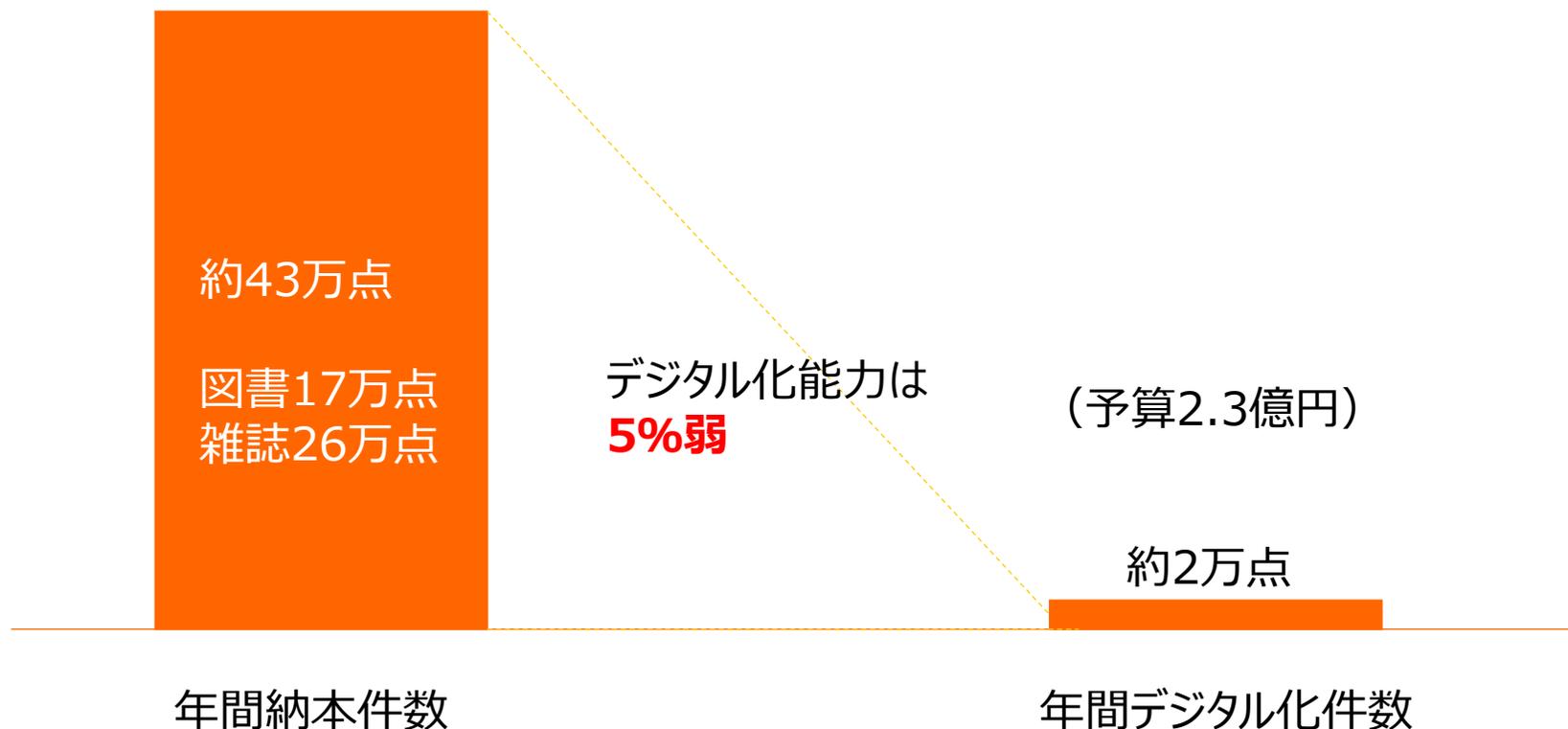
- ・誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制整備などを通じて、ICTリテラシーや情報モラルの向上を図り、デジタル格差対策を推進する。(P18)
- ・STEAM人材の育成に向けて、教育・研究環境のデジタル化・リモート化を推進する (P28)
- ・研究のデジタル化・リモート化・スマート化の推進に向けた基盤の構築を図る。(P30)

課題

- ・著作権法上、国会図書館のみが全ての書籍の保存の為の複製（デジタルアーカイブ）を認められているが、デジタル化が進んでいない（デジタル化されているものも本文検索ができない）
- ・図書館送信（後述）の範囲が限定されているため、国会図書館に来ることが出来ない人が国会図書館の資産を活用できていない

国会図書館デジタル化の概況【新規】（2020年時点）

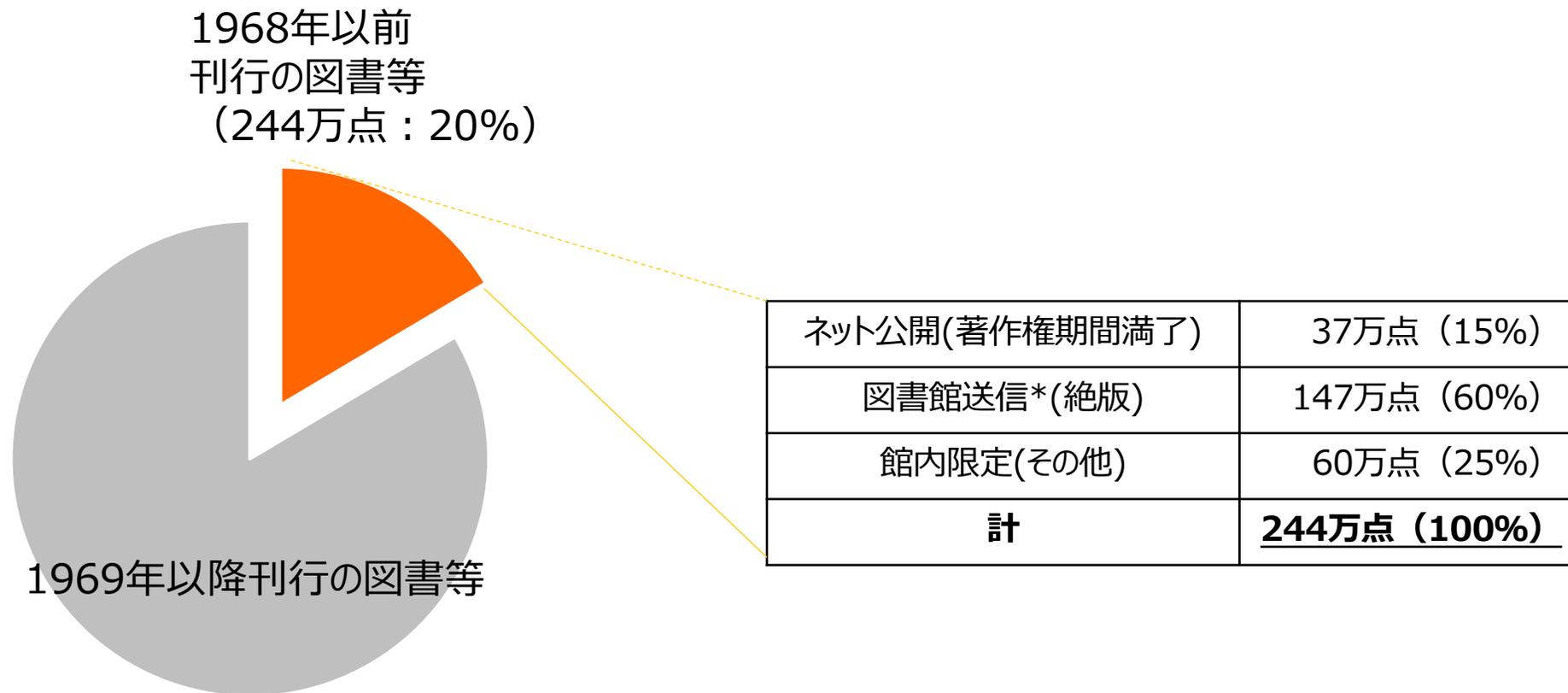
図書館の恒常的な予算では、当年度納本された本のわずか5%しか電子化する能力を保有していない



※令和元年度実績、納本点数には官公庁出版物（一部デジタル化不要のものもあり）を含む

国会図書館デジタル化の概況【既存】（2020年時点）

1969年以降の図書等（80%）は電子化されていない



蔵書全体1,240万点

*図書館送信：登録した国内外の図書館等約1,200機関から、絶版等資料を利用できるサービス。

目指すべき姿と今後の実施事項・予算（2020年時点）

- 国会図書館のできる限りの電子化と資産活用のための検討を実施

目指すべき姿（仮案）

- ✓ 既に蔵書されているものについては、早急なデジタル化と全文テキスト化の実現（取り急ぎ2000以前刊行の165万点について電子化）
- ✓ 有償電子書籍等の納本や紙に加え、データでの提供の実現

■ 今後5年間での実施事項

予算

- ✓ デジタル化経費：38億円×5年＝190億円
- ✓ OCRの開発、ストレージ増強等のシステム経費：17億円
- ✓ 合計 207億円（5年間）

検討

- ✓ 自民党知財調査会デジタル小委での納本制度の在り方についての検討

社会福祉法人東京コロニーを視察

2022年1月13日 社会福祉法人東京コロニー（コロニー東村山）

東京コロニーでは障害のある方が国会図書館資料のデジタル化業務を進めています。「障害者優先調達推進法」を最大限活用した新しい調達のもと、国会図書館のデジタル化について受注しました。随意契約が可能な上限金額（1500万円）に近い画期的な事例です。今回は障害のある方が国会図書館資料をデジタル化する様子を視察しました。

障害者優先調達推進法

2013年4月 施行
「障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要」との認識の下、「障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化」することを目的としたもの。

課題

- 発注単価が安く、障害者就労施設等の経済的な基盤を確立することにほとんど寄与していないという実態が判明。（原因）
 - この法律の活用の前例がない
 - 予算決算及び会計令の解釈を誤解し、100万円を超えるような随意契約はできないと思っている府省庁多数

山田さんが協議を重ねた結果



- 「障害者優先調達推進法の枠組みでは1500万までであれば障害者就労施設等との随意契約ができる」という非常に重要な点を明確化
 - 厚生労働省と財務省にこの旨を国の各機関に周知することを依頼
 - 国会図書館に対しては5年間207億円の予算の執行にあたってはこの制度を最大限活用すべき旨を要請
- 障害者優先調達推進法を最大限活用した新しい調達が行われた→東京コロニー

東京コロニー視察の様子



インターネット上の誹謗中傷対策

ネット上の誹謗中傷に対応するための緊急提言

背景

- SNSの普及等に伴い、ネット上の誹謗中傷、人権侵害等は年々増加。子どものネットいじめ、新型コロナウイルスによる医療者・事業者等に対する被害の増加、ネット上の誹謗中傷等により自死に追い込まれる被害者も発生し、問題が深刻化。
- 現行でも、プロバイダ責任制限法（プロ責法）上の権利侵害情報の削除・発信者情報開示、民法上の損害賠償請求、刑法上の名誉毀損罪・侮辱罪等があるが、被害者にとって実効性ある対策となっていない。
- 被害の増加に対し、諸外国では制度改正により対策を強化しているが、日本は長年制度改正を行っていない。

➤ ネット上の誹謗中傷対策に関する山田太郎の取り組み

- | | |
|------------|---|
| 2020年6月1日 | ● 党 デジタル社会推進特別委員会 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策 P T 初会合 事務局次長 就任 |
| 2020年6月12日 | ● 岸田文雄政調会長へ「インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の更なる対策に向けて」提言申し入れ |
| 2020年6月16日 | ● 菅義偉官房長官、高市早苗総務大臣へ「インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の更なる対策に向けて」提言申し入れ |
| 2021年4月21日 | ● 改正・プロバイダ責任制限法が参議院本会議で可決・成立 |
| 2021年5月25日 | ● 党 情報通信戦略調査会 ネット上の誹謗中傷等対策小委員会 初会合 副委員長 就任 |
| 2021年6月17日 | ● 木村響子様へ「ネット上の誹謗中傷に対応するための緊急提言」手交 政府の関連省庁への申し入れ |
| 2021年9月16日 | ● 侮辱罪の厳罰化、法制審議会へ諮問 |



**匿名表現の自由を死守！
被害救済は強化しつつ
表現規制推進には全力で反対。**

● **表現の自由や匿名表現の自由も守っていく立場から、事務局次長として提言まとめる**

匿名表現の自由を必死に守りました

表現の自由に十分に配慮した上で、「被害者救済」の実効性の強化が図られるようバランスをとっています。具体的には発信者情報開示制度の円滑化や、侮辱罪など刑事上の対応強化も盛り込んでいます。

インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の更なる対策に向けて【提言】
自由民主党政務調査会 デジタル社会推進特別委員会 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策PT(令和2年6月)

背景
OSNSの普及に伴い、ネット上の誹謗中傷、人権侵害等は年々増加。子どものネットいじめ、新型コロナウイルスによる医療者・事業者等に対する被害の増加、ネット上の誹謗中傷等により自死に追い込まれる被害者も発生し、問題が深刻化。
○現行でも、プロバイダ責任制限法(プロ責法)上の権利侵害情報の削除・発信者情報開示、民法上の損害賠償請求、刑法上の名誉毀損罪・侮辱罪等があるが、被害者にとって実効性ある対策となっていない。
○被害の増加に対し、諸外国では制度改正により対策を強化しているが、日本は長年制度改正を行っていない。

対策 表現の自由を十分配慮しつつ「被害者救済」の実効性を強化

民事上の対応の強化

- ・対処すべき個人の権利侵害の明確化(判例、裁判外の事例を踏まえた法制度、ガイドライン等による具体化)
- ・発信者情報開示の円滑化(煩雑な手続、発信者特定の技術的困難等の克服に向けた、仮処分等の司法手続の活用、開示請求の要件緩和、情報開示対象の追加(電話番号等)、アクセスログの保存期間の延長(現行は僅か3~6か月)等)
- ・プロバイダの迅速な削除の促進(免責規定の見直し等)
- ・被害者の「泣き寝入り」防止に向けた海外事業者への送達手続の迅速化、適正な損害賠償額の算定等

人権擁護機関等による対応の強化

- ・公的機関(法務省人権擁護機関や自治体等)によるプロバイダへの削除・開示請求への協力の実効性の強化に向けた、制度規定や運用の見直し(現行ではプロバイダの任意協力は僅か6割程度)

刑事上の対応の強化

- ・誹謗中傷等に対する刑事罰の見直し(例:侮辱罪は刑法で最も軽い拘留(30日未満)・科料(1万円未満))
- ・集団での誹謗中傷等の悪質事案に対する積極的捜査と科刑の適正化(例:ネットリンチ)

ネットモラルの理解促進、相談対応強化

- ・ネットモラル(発信者の責任等)に関する官民連携での理解促進
- ・学校教育における取組強化(道徳教育、学習指導要領等への更なる反映)
- ・プロバイダの協力促進(権利侵害情報のブロックに向けた禁止事項等のポリシーの明示・措置の徹底の強化、ユーザーへの啓発活動等)
- ・被害者の負担軽減に向けた相談対応の強化



ネット上の誹謗中傷に対応するための緊急提言

令和3年6月17日
自由民主党 政務調査会
情報通信戦略調査会
ネット上の誹謗中傷対策等小委員会

SNS 等のネットにおける誹謗中傷、いじめなどの広がりについては年々増加傾向にあり、悲しい事件も発生してしまった。医療従事者や新型コロナウイルス感染者に対する誹謗中傷等も看過できない状況であり、その対策は急務である。

新たな生活様式のもと、ネット上での交流や活動が生活の中で大きな位置づけを占めるがゆえに、発言には責任が伴うことを啓発するとともに、特に若い世代に対する被害救済の実効性を確保することが求められる。今国会で、プロバイダ責任制限法を改正するなど一定の対策は進んでいるが、表現の自由を最大限考慮しつつ、喫緊に取り組むべき内容を緊急提言として取りまとめる。

対策1 被害の深刻化を防ぐために

ネット上の誹謗中傷について、被害を受けて困っている方が早めに相談できるようネットに関する相談対応や苦情処理手続きの充実強化を図ること。また、これらの相談窓口や苦情処理の方法について、小中高校などとともに、大学生など若者層にも伝わるように広報を工夫して充実させ、困った場合にすぐに相談ができるような体制を検討すること。被害者にとって身近な警察、学校、地方自治体の窓口などからネット上の誹謗中傷に関する相談窓口へ直ちにご案内ができるように関係機関が連携すること。

対策2 時代の進展にあわせた抑止力をもたせるための刑事法が必要

ネット上の誹謗中傷等に適用される侮辱罪の罰則が軽すぎる点が問題である。侮辱罪の法定刑の引き上げは急務である。法制審議会で速やかに検討し、適切な罰則とすること。その際、必要に応じて適切な犯罪類型の在り方も検討すべきである。

対策3 発信者情報の開示を適切に進める

令和3年4月に成立した改正プロバイダ責任制限法は、他人の権利を侵害する悪質な誹謗中傷等の書き込みについて、発信者の特定を容易にし、対応するログの削除禁止を可能とする新たな裁判手続の導入を実現するものであり、この円滑かつ確実な施行を確保すること。

対策4 プラットフォーム事業者の積極的な対応の促進

SNS 等を提供するプラットフォーム事業者の役割は、誹謗中傷への対応に向けて極めて重要であり、AI の活用も含めた削除等の対応が適切に行われるよう促進すること。また、その取組状況についてモニタリング及び効果検証を継続することにより、透明性と説明責任を確保していくこと。必要に応じて透明性確保のための制度化も検討すること。

対策5 会社法における外国会社登記の徹底

日本において継続的にサービスを提供している海外 SNS 事業者等について、関係省庁とも連携して実態を把握し、会社法における外国会社登記を徹底すること。

対策6 SNS 教育の更なる充実

GIGA スクール構想が実現し、低学年からネット利用を行なう中で、小中高における年代に合わせた情報モラル教育について学習指導要領のさらなる実施を図るとともに、教員研修の強化を進めること。

対策7 捜査機関における体制の強化

最寄りの警察署等で被害届を適切に受理するとともに、積極的に捜査を実施すること。警察庁・警視庁・各道府県警察本部及び検察庁において、ネット上の誹謗中傷等の被害者救済に向けた専門的な対応体制を強化すること。

侮辱罪を厳罰化、法制審議会へ



山田太郎の3分DIET

②侮辱罪厳罰化の必要性

刑法231条 侮辱罪
刑法でもっとも軽い
拘留(30日未満)・科料 (1万円未満)

「罰金」でもって
罪を厳罰化すべき



山田太郎の3分DIET

②侮辱罪厳罰化の必要性

刑法231条 侮辱罪
刑法でもっとも軽い
拘留(30日未満)・科料 (1万円未満)

9000円の科料はおかしい

令和3年9月 法務省

侮辱罪の法定刑の引上げについて

引上げの必要性

- インターネット上の誹謗中傷が社会問題となっていることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まるとともに、こうした誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識が高まっている
- 近時の誹謗中傷の実態への対処として、侮辱罪の法定刑を引き上げ、厳正に対処すべきとの法的評価を示すとともに、その威嚇力によって抑止することが必要

参考

(名誉毀損罪)
第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

侮辱罪の法定刑の引上げ

| 現行 | 改正後 |
|---|---|
| (侮辱) 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 拘留又は科料 に処する。 (30日未満)(1万円未満) | (侮辱) 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 に処する。 |
| ※ 公訴時効期間は1年(刑事訴訟法第250条第2項第7号) | ※ 公訴時効期間は3年(刑事訴訟法第250条第2項第6号) |

⇒ 令和3年9月16日、法制審議会へ諮問

ネット上の誹謗中傷等対策小委員会 副委員長、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策PT事務局次に就任。提言を政府に提出。侮辱罪の厳罰化の必要性について、強く訴えてきました。

ゲーム規制問題

ゲーム依存症パンフレット 嗜癖と記述 (2020年3月)

- 文部科学省は高校生に配布予定の【行動嗜癖】パンフレットに無根拠なゲーム障害の記述。文科省へ強い抗議。
→ **パンフレットの内容を是正。無根拠なゲーム障害やゲーム依存症の記述を削除。**
- 厚労省に「ICD-11」においてゲーム依存症の和訳をはじめとする扱いを確認
→ ICD-11の和訳は、社会保障審議会疾病、障害及び死因分類専門委員会において和訳案を検討しているところであり、**確定している日本語訳はない**

(文科省担当者からのメール)

お世話になっております。文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課の咲間です。先ほどいただいた宿題について、「ICD-11」については、記載しないこととしましたので御報告いたします。ご不明な点などありましたら、御連絡ください。今後ともよろしくお願いいたします。



「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 報告書」について

(3) 青少年のインターネット利用時間の長時間化の進展

インターネット利用時間の長時間化も、インターネット利用者の低年齢化と同様に、継続的に見られる傾向である。

実態調査では、青少年のインターネットの平均利用時間は、平成30年度は168.5分、令和元年度は182.3分、2年度は205.4分と年々伸びている(図表4)。

また、インターネットを5時間以上利用している青少年の割合は、平成30年度は14.4%、令和元年度は18.4%、2年度は22.3%と、利用時間の長時間化に合わせて増加している(図表5)。

コロナ禍において、在宅時間が長くなる中、インターネットを利用する者は増加していると思われ、インターネット利用時間の長時間化の傾向に拍車がかかることが予想される。

このようなインターネット利用時間の長時間化は、青少年の健全な成長に支障を及ぼすおそれが懸念されることから、この傾向を踏まえた対策を講じる必要がある。

一方で、その利用内容については、十分に注意を払う必要がある。平成30年度及び令和元年度の調査においては、「コミュニケーション」、「ゲーム※●」、「動画視聴」、「音楽視聴」等の割合が高いが、2年度は、「ニュース」、「情報検索」、「勉強・学習・知育」が大きく伸びている。(図表6)

また、例えば、「チャットをしながらオンラインゲームをする」、「インターネットとテレビを繋いで映画やドラマを観る」などといった、様々な生活シーンでインターネットを利用する機会が増えてきていることも長時間化の要因になっていると考えられる。

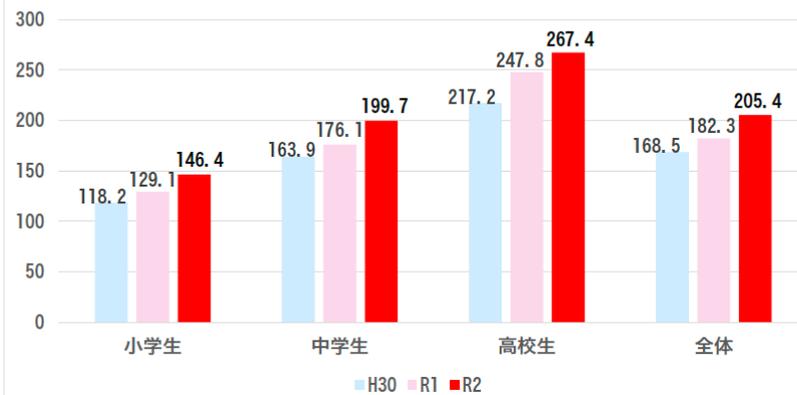
よって、インターネットの利用時間の長時間化が一律に悪影響を及ぼすとはいえず、インターネットの学習への活用等その内容にも着目した対応が必要であると考えられる。



※● 令和元年5月、世界保健機関(WHO)において、ゲーム障害(Gaming disorder)が国際疾病分類に追加された。政府においては、令和2年2月に「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202961_00004.htm)を開催した。ゲーム業界では、開発者側が遵守すべき事項をまとめたガイドラインの策定、周知、ペアレンタルコントロール機能の保護者等への普及啓発、調査研究等、自主的な取組(<https://www.cesa.or.jp/amshinanzen/>)を実施し、必要に応じて政府と知見を共有している。

※「ゲーム障害」に関する記述部分削除

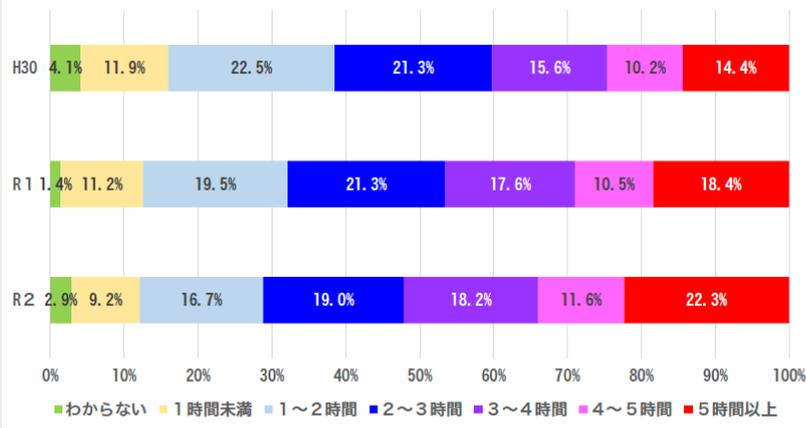
図表4 青少年のインターネットの平均利用時間の推移



※実態調査を基に作成。

図表4の令和2年度の小学生・中学生・高校生の利用時間は、現在未確定。

図表5 インターネット利用時間



※実態調査を基に作成。

- 子供若者大綱「**ネット依存等への対応**」**無根拠な文言削除**を働きかけました

原案

(ネット依存等への対応)

ネット、ゲーム、ギャンブル等に係る依存症の予防に関する指導の適切な実施に向けた取組を、広く有識者や関係機関からの意見を聞きながら推進するとともに、ネット依存（オンラインゲームへの依存を含む）の傾向が見られる青少年に対しては、青少年教育施設等を活用した自然体験や宿泊体験プログラムなどの取組を推進する。



修正案

(**依存症等への対応**)

アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症等の理解を深めるための啓発講座等の開催、啓発資料の作成・配布等を行う。

- 内閣委員会（2020/03/10）
 - ゲーム依存症について(ゲーム依存の位置づけ)
- 山田雅彦官房審議官

WHOのICD11で「ゲーム依存症」を疾病とした訳ではない正式見解



I C D 11にゲーム依存、いわゆるゲーム依存症というのは分類されているけれども、結局日本としては、死亡及び疾病統計に関することが義務付けられたのみで、それ以外は特段に何も決まっていないという理解でいいのか、結論だけ簡潔に、そうならそうと言っていたいたきたいんですが、お願いします。

WHOのI C D 11につきましては、先生御指摘どおり、統計法に基づく統計基準としてI C Dに準拠した疾病、障害及び死因の統計分類を告示して、公的統計において使用しており、現在、日本医学会等の協力を受けながらI C D 11の和訳作業を進めているところでございます。



- 内閣委員会 (2021/03/16)
 - ゲーム・ネット・スマホ依存について



根拠もないのにゲーム・ネット・スマホを規制すればいいというのは論外!



ネット依存、スマホ依存という用語について、
それぞれ省庁さんで定義があるのかどうか教えてください。

ゲーム依存については、ICD11の中に一応位置付けはありますが、
いずれにしてもネット依存、スマホ依存につきまして、現時点でこれを個別
に定義する知見は私ども承知していないところでございます。(厚労省)



ゲーム、ネット、スマホ依存についての科学的根拠のある治療法、
予防法というものはあるのかどうか、この辺りも教えてください。

ゲーム依存、ネット依存、スマホ依存について、現時点で治療、予防に関
する確立した科学的根拠、科学的知見は承知しておりません。(厚労省)



背景

- ICD-11にGaming Disorderが収録され、政府において国内対応に向けた取組みが進められる
- Gaming Disorderについては、原因や治療法、予防法等について科学的知見がなく、収録の経緯についても疑義が呈されている
- 根拠がないにもかかわらず、ゲーム時間の制限や依存症の治療・予防と称した取組みを広げる動きが行政機関において出てきた

**これらは行政のあり方として
非常に問題であり極めて危険**



さまざまな専門家の方々からご知見を賜り、いわゆる「ゲーム障害」について、多角的に事実を把握するための勉強会を開催が決定

「ゲーム障害」勉強会：第1回

- 日時：2021年12月21日 第1回開催
- テーマ：「総論・基礎概念の学習」
- 講師：井出草平先生（大阪大学）

- ① WHOは「ゲーム障害は病気でもなく疾患でもなく症候群（精神障害）であり、**ゲーム障害が病気である言い回しは不適當である**」と述べている。日本も、WHOのICD-11を批准するのであれば、病気という言い回しはやめるべき。
- ② 構造化面接を行わないスクリーニング・テストのみ実施だけでは、**単なる『疑い』であり、有病率調査ではない**。現象を過大評価していると言わざるを得ず、正しい政策に寄与しない。
- ③ **ネット依存症93万人という調査は、ネット依存のスクリーニングを実施したという調査で、過大評価されている**と言わざるを得ない。
- ④ 今後の議論における前提となる定義や科学的な知識を正しく理解することが必要。厚労省だけでなく他の省庁も科学的なところから外れた政策や発信になっていないか、政治としてもしっかりと留意していく。



「ゲーム障害」勉強会：第2回～第5回

- 日時：2022年1月26日 第2回開催
- テーマ：「ゲーム障害と精神医学 診断はなぜ必要か？ 発達精神病理学」
「青年期のゲーム関連問題と精神障害」
- 講師：井出草平先生（大阪大学）、鈴木太先生（福井大学）

- 日時：2022年2月15日 第3回開催
- テーマ：「現代的な疾患モデルと精神医学の政治的利用」
「ゲーム利用と教育」
- 講師：井出草平先生（大阪大学）、吉川徹先生（あいち発達障害支援センター副センター長）

- 日時：2022年3月16日 第4回開催
- テーマ：「教育とデジタル機器」
「学校のタブーとゲーム障害」
- 講師：井出草平先生（大阪大学）、豊福晋平先生（国際大学GLOCOM）

- 日時：2022年4月18日 第5回開催
- テーマ：「ゲームと学習／ゲームによる精神疾患の治療」
「ビデオゲームのポジティブな効果について」
- 講師：井出草平先生（大阪大学）、井上明人先生（立命館大学）

コロナ禍のイベント支援

ツイートを振り返る同人誌即売会等支援（抜粋）

2020年3月3日 コミケ中止と現場へのヒアリング



山田太郎 参議院議員・全国比例
@yamadataro43

新型コロナによるコミケ開催中止について。今週中に準備会に現場の意見を直接聞く事になりました。オリパラ延期の国際展示場の商談会利用問題も課題に。更に各種同人誌即売会中止で多くの印刷所にも今週から来週にかけて併せて現場の意見を聴いていきます。第三弾の経済対策の提案のもとにする考えです



午後10:26 · 2020年3月30日 · Twitter for iPhone

2020年3月27日

史上初のコミケ98中止



山田太郎 参議院議員・全国比例
@yamadataro43

【速報】同人誌即売会などを含む文化・スポーツイベントで【チケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇を受けられる制度】新設。文化庁文化経済国際課に確認。制度を使うかは主催者とチケット購入者に委ねられますが様々な文化存続の為活用して頂きたいと思います

2020年4月10日

チケット払い戻し無しの寄付制度

2020年7月12日

C99延期決定 2020冬中止

ツイートを振り返る同人誌即売会等支援（抜粋）

2020年9月9日 トライアル公演には即売会も



山田太郎 (参議院議員・全国比例) 
@yamadataro43

【同人誌即売会の主催者向け】文化芸術活動の継続支援事業では「活動再開のトライアル公演」に最大150万円の補助が出ることになっていますが、このトライアル公演には12月6日までに開催される同人誌即売会のトライアル即売会も含まれることを本日文化庁に確認しました。詳細▼

[bunka.go.jp/shinsei_boshu/...](https://bunka.go.jp/shinsei_boshu/)

午後9:25 · 2020年9月9日 · Twitter for iPhone

2020年8月11日

文化芸術活動の継続支援事業適用へ



山田太郎 (参議院議員・全国比例)  @yamad... · 2020年8月11日 ...

「文化芸術活動の継続支援事業」の事務局（独立行政法人）からコミケが今回の事業の対象ではないといわれた場合は、参議院議員山田太郎事務所で文化庁に直接問い合わせた結果コミケも対象になると言われたと頂いて結構です。



坂井崇俊 AFEE代表 @takato1204 · 2020年8月11日

同人誌即売会等で同人誌等創作物での販売で主な生計を立てていた個人（サークルの場合は個人で確定申告している場合）で、コロナで大きな影響をうけ再開が困難な場合（意識）最大150万円の補助（補助率：2/3または3/4）が受けられる可能性があります【文化庁確認済】8/28まで [bunka.go.jp/shinsei_boshu/...](https://bunka.go.jp/shinsei_boshu/)

[このスレッドを表示](#)

2020年9月29日

持続化給付金と継続支援事業について



山田太郎 (参議院議員・全国比例) 
@yamadataro43

同人誌関連の方々から「持続化給付金」を受けると文化芸術活動の継続支援事業の対象外になるのかと多数の不安の声。しかし、対象外なのは「小規模事業者持続化補助金」の支給を受けた場合で、「持続化給付金」とは別制度です。

[#文化芸術活動の継続支援事業](#)

[#同人誌即売会](#)

ツイートで振り返る同人誌即売会等支援（抜粋）

2021年2月21日 コロナ禍の収容率問題



山田太郎 ㊗ (参議院議員・全国比例) 
@yamadataro43

...

大規模イベントは、最大規模5000人、収容率50%、参加者全員の連絡先の把握と厳しい条件でコミケを始めとした同人誌即売会等を宣言解除後も開催しなくてはなりません。今後、感染対策を徹底した上で条件緩和の工夫は出来ないか内閣府や文化庁と探っていきます。



sankei.com

クラシックや演劇は満席に 宣言解除後、文化庁専門家

文化庁に新型コロナウイルス対策を助言する専門家会合は19日、観客が静かに鑑賞するクラシックコンサートや演劇などは、緊急事態宣言が解除されれば...

午前8:45 · 2021年2月21日 · Twitter for iPhone

2021年2月22日 コミケ等から補助対象の拡大要請



山田太郎 ㊗ (参議院議員・全国比例) 
@yamadataro43 · 2月22日 ...

本日22日自民党合同部会でコミケ準備会より依頼の施設利用料や参加者連絡先取得費用=システム利用料等を補助対象にと強く要請。ARTS for the future!は同人誌即売会を対象としてイベント開催経費であれば補助対象になりうると回答。補助額は600万円~2000万円を超える額を想定
bunka.go.jp/seisaku/bunka_...

🗨 1

🔄 256

❤ 262

📎

||



山田太郎 ㊗ (参議院議員・全国比例) 
@yamadataro43

...

「参加者の連絡先の事前取得の費用」が主催者にとって経済的にも負担である件、文化庁は把握しておらず、同自民党部会で私から現状を伝え支援を依頼。ARTS for the future!の詳細は3月中旬頃公表予定。どのような取組みを行う同人誌即売会であれば対象となるかは検討中とのこと。

午後10:32 · 2021年2月22日 · Twitter Web App

ツイートを振り返る同人誌即売会等支援（抜粋）

2021年2月22日 キャンセル支援の対象拡大



山田太郎 参議院議員・全国比例

@yamadataro43

緊急事態宣言の影響（今年1月～3月）で展示会がキャンセルした場合、「J-LODlive補助金（キャンセル料支援事業）」は、同人誌即売会の主催者は法人であること、反復継続している参加者（5者以上）は法人個人問わず適用されることを本日の自民党合同部会で確認しました。

[meti.go.jp/press/2020/02/...](https://meti.go.jp/press/2020/02/)

午後10:42 · 2021年2月22日 · Twitter Web App

2021年2月22日 コロナ禍の容積率問題、科学的に



山田太郎 参議院議員・全国比例 @yamadataro43 · 2月22日

本日22日私が事務局次長の自民党合同部会で同人誌即売会の存続支援の為に以下5点を党として強く要請①収容率50%制限の施設使用料の助成②ARTS for the future！を同人誌即売会にも適用③参加者事前連絡先管理のシステム補助④チケット払戻をせず寄付した場合の税優遇制度⑤会場最大5千人50%制限の緩和

山田太郎 参議院議員・全国比例 @yamadataro... · 2月21日

大規模イベントは、最大規模5000人、収容率50%、参加者全員の連絡先の把握と厳しい条件でコミケを始めとした同人誌即売会等を宣言解除後も開催しなくてはなりません。今後、感染対策を徹底した上で条件緩和の工夫は出来ないか内閣府や文化庁と探っていきます。
sankei.com/entertainments...

1 537 578



山田太郎 参議院議員・全国比例

@yamadataro43

本日22日自民党合同部会で私が要請したARTS for the future！を同人誌即売会への適用を検討開始に。大規模イベントの最大5千人容積率50%も他のスポーツ観戦や芸能大型会場の実績から科学的根拠やデータに基づいて見直すべきとの意見が議員から多数。各府省との事前ネゴが実を結ぶことを継続努力します

午後11:08 · 2021年2月22日 · Twitter Web App

ツイートを振り返る同人誌即売会等支援（抜粋）

2021年3月5日 支援項目の対象拡大を勝ち取る



山田太郎 × (参議院議員・全国比例) ✓
@yamadataro43

西村大臣より同人誌即売会支援策引き出す！
開催制限を受ける施設利用料、クラスター対策連絡先把握システム利用料など各同人誌即売会の強い要望を質疑の直前まで政府に粘り勝ち獲りました！更に緊急事態宣言解除後の経過措置段階の条件緩和策やその他支援策も粘り強く交渉を継続 youtu.be/2FBYA4mWtjA



自分

午後10:03 · 2021年3月5日 参議院議員会館から · Twitter for iPad

表現の自由を守る会フォーラム



山田太郎 × (参議院議員・全国比例) ✓
@yamadataro43

同人誌即売会も対象となるJ-LODlive（キャンセル料支援）。緊急事態宣言中のみ対象で、経過措置期間中は対象外の問題。
対象とするよう以前から要請。本日経産省から回答があり、対象に。
HPの記載は経過措置発令後に修正予定。

2021年3月17日 経過措置期間への対象拡大



山田太郎 × (参議院議員・全国比例) ✓
@yamadataro43

緊急事態宣言で同人誌即売会始め音楽演劇公演、展示会、遊園地、各種イベントが中止や延期。まずはJ-LODlive補助金（キャンセル関係費上限2500万円）の活用を！私はカバーされない外部関係者への補償や費用の調査検討開始、支援策を政府に要請します。月曜朝党内経済成長戦略本部で支援策緊急検討予定

午後9:23 · 2021年4月24日 東京 大田区から · Twitter for iPhone

2021年4月24日 外部関係者へも支援金カバーへ

ツイートで振り返る同人誌即売会等支援（抜粋）

2021年4月24日 補助金への不安・不満の声に対処



山田太郎 × (参議院議員・全国比例) ✓
@yamadataro43

J-LODlive補助金やその他政府の支援策の問題点も私の所にいくつか届いています。是非、エンターテインメントやイベント支援策の問題点を具体的に私の所に情報を下さい。個別案件への対応には限界がありますが、まとめて政府に具体的な支援策を直接要請していきます。(taroyamada.jp/?page_id=119まで！)

しょうゆ @shsub · 4月24日

返信先: @yamadataro43さん

まずはこの辺で出回ってる噂の検証お願いしたいです。
補助金が全然出てないというあたりです。
twitter.com/Megumi_Ogata/s...

午後9:40 · 2021年4月24日 参議院議員会館から · Twitter for iPhone

表現の自由を守る会フォーラム

2021年4月28日 容積率、定員の拡大へ



山田太郎 × (参議院議員・全国比例) ✓
@yamadataro43

これは本当にイベント型エンターテインメントへの支援策を徹底的に打たなくては業界が壊滅的な事になる。更にこの措置がコロナ対策になるのかどうか？エビデンスは？イベントを狙い撃ちではないか？現在、関係者への現場ヒアリングを続けてますが、ニーズにあった必要な策を検討し至急対応をしていきます

ライブドアニュース ✓ @livedoornews · 4月27日

【新型コロナ】政府、イベント制限を6月まで延長
news.livedoor.com/article/detail...

4月末としていた制限を6月末まで延長することを決めた。5千人か、定員の50%以内の大きい方を上限とする措置は変えない。内閣官房の担当者は「感染状況を踏まえた」と説明。

午前0:45 · 2021年4月28日 · Twitter Web App

ツイートを振り返る同人誌即売会等支援（抜粋）

2021年6月20日 コロナ禍での開催可能を官邸へ



山田太郎 × (参議院議員・全国比例) ✓
@yamadataro43

このまま開催出来ない状態が続けば同人の炎が消える。私は官邸に直接「同人誌即売会の徹底した感染対策と参加者の強い協力ですwithコロナの試金石として宣言延長でも開催可能」と一律無観客から条件付きで開催可能を強く求め、そして奇跡の日に成ったのは本当に嬉しかったです。



kai-you.net

歴戦の同人イベント代表が切望した“奇跡”とは コミケ、COMIC1、BS祭 座談会 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、度重なるイベントの中止や延期によって大きな打撃を被っている同人誌業界とその即売会。オールジャンル即売会...

午前11:20 · 2021年6月20日 東京 大田区から · Twitter for iPhone

表現の自由を守る会フォーラム

2021年7月9日 ロックン中止問題と対策



山田太郎 × (参議院議員・全国比例) ✓
@yamadataro43

9日音楽フェス主催事業者団体であるCiP協議会の方々が来訪。本来開催できるはずのイベントが理不尽に中止に追い込まれるのを避けるため、ロックンの救済支援も含め今後の具体的な対応策を協議。夏にかけてフジロックやラブシャ、サマソニなどが予定されている。第二のロックンを出してはならない！



自分

午後8:06 · 2021年7月9日 参議院議員会館から · Twitter for iPhone

ツイートで振り返る同人誌即売会等支援（抜粋）

2021年7月14日
エビデンスベースでの開催

表現の自由を守る会フォーラム

山田太郎 × (参議院議員・全国比例) ✓
@yamadataro43

14日党経済成長戦略本部でイベント対策を発言。ロッキン中止の様に措置宣言がない県であっても臨時交付金、JLodやAFF支援適用拡大を要請。今後、フジロック、ラブシャ、サマソニ等各種イベントが無根拠に中止に追い込まれない様対策も要請。更にイベント開催基準はエビデンスに基づき見直を政府が約束



午前11:36 · 2021年7月14日 自由民主党本部から · Twitter for iPhone

ツイートで振り返る同人誌即売会等支援（抜粋）

2021年8月25日 キャンセル料対象拡大へ



山田太郎 ㊗ (参議院議員・全国比例) ㊗
@yamadataro43

【重要続報】緊急事態宣言等の対象地域外でのイベント、私の議運質疑を受けコロナ室や経産省・文化庁が連携してキャンセル料支援拡大を検討中。財務省の了承が壁。地方創生臨時交付金の活用は可能だが、地方分権のため政府からは強制できず。やむを得ずイベント中止を要請する場合、首長は積極活用を

ニコニコニュース ㊗ @nico_nico_news · 7月8日

ロックイン中止について国会質疑「まん延防止の対象地域ではないので補償が出ない」

live.nicovideo.jp/watch/lv332674...

自民党の山田太郎議員は、中止が発表された「ROCK IN JAPAN FESTIVAL 2021」を例に挙げ、緊急事態宣言やまん延防止の対象外地域でのイベント中止について、補償のあり方を政府に質問した。



2021年8月27日 支援の継続と未払い問題



山田太郎 ㊗ (参議院議員・全国比例) ㊗
@yamadataro43

【速報】先程27日閣議でイベント支援予算への予備費支出決定。継続が心配されていたJ-LODlive2（716億）、AFF（250億）に627億、180億が追加。再開充実キャンセルへの支援が継続。働き掛けが実を結びました。が未払い問題や追加後も支援されないイベントが未だ有り。今後も支援策の充実を働き掛けます

午後0:36 · 2021年8月27日 · Twitter for iPhone

|| ツイートアクティビティを表示

852 件のリツイート 13 件の引用ツイート 1,047 件のいいね

○ 議院運営委員会

- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について（2021/03/05）
 - 会場型エンターテインメントへの支援について
- 西村康稔新型コロナ担当大臣

西村大臣より、同人誌即売会支援引き出しました

今後の政府の方針で、きちっと感染しないように守った施設に関しては、**イベント開催に関する施設利用料に関する支援**、それから、コロナ感染のために実は住所等を事前に調べる**システム利用料、結構高い**というふうに言われています。こういったことに関して**きちっと支援を行うべき**ではないかと。揺り籠である施設型の施設に対してもきちっと支援していただきたい。**私もコミケ等に支援**されてバッジを着けておりますので、是非、この辺り大変気になります。

J-L O D I i v eの補助金では対象と考えておりますし、また、システム利用料につきましてもこの補助金において感染予防対策費の一環として補助できるようになっております

三次補正で措置しました**文化芸術活動の充実支援事業**、これにおいても、詳細は今文科省で検討中でありますけれども、**基本的にシステム利用料についても補助の対象とすることで文化庁で考えているものと承知**をしております。また同様に、**イベントの施設利用料についても基本的に補助対象**に含める方向で検討しているものというふうに承知をしております。



資料4

内閣官房長官 加藤勝信 殿

コロナ禍における同人誌即売会への支援策提言（案）

令和2年10月8日
マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟
会長 古屋 圭司

コミックマーケットをはじめとする同人誌即売会は、マンガやアニメ・特撮、ゲーム等のMANGA文化に親しむ人々による交流の場であると同時に、次代を担う新たなクリエイターを生み出すゆりかごとして、我が国MANGA文化、産業を支える基盤としても大きな役割を果たしてきた。更に、大小併せ年間約1,000回に及ぶ同人誌即売会は、東京ビッグサイトにおける年間利用者に占める割合が1割を超える等、経済活動としても重要な意義を有している。当議連は、同人誌即売会に係る重要な意義を有することから、2015年のTPP協定に伴う著作権侵害の非親告罪化問題への対応等、同人誌即売会には重大な関心を払ってきた。

然るに、コロナ禍により、今春から今夏にかけてほぼ全ての同人誌即売会が中止となり、ごく一部を除いて現在もなお、開催見合わせが続いている。これにより、同人誌を主とする専門書店や印刷会社が事業縮小や撤退を明らかにする等、我が国MANGA文化の基盤に重大な影響が現れつつある。

係る状況に対し、同人誌即売会の主催者らも、感染防止対策を講じた上での試行的な開催やクラウドファンディングによる支援を募る等、それぞれの立場においてできる限り、懸命の対応を模索されている。しかしながら、同人誌即売会は、一部の例外を除いて、多数のボランティアによって支えられている等、必ずしも堅固な財政的基盤を有しない小規模な団体や個人によって運営されている。このことは、年2回で約150万人が集っていたコミックマーケットにおいても異ならない。このことから、同人誌即売会の関係者による自助努力には、自ずから限界があるといわざるを得ない。

そこで、当議連は、所属議員の総意を以て、以下、提言する。

1. 同人誌即売会を対象とした感染防止対策ガイドライン等の策定を支援すると同時に、その履践に関しても必要に応じた対応を講じること
1. 東京都をはじめ、地方公共団体の管理する施設等を会場とすることが多いことに鑑み、関連する施設や地方公共団体等に対し、収容制限に応じた会場費の減免や感染再拡大の場合におけるキャンセル料の減免等、同人誌即売会の文化的側面の重要性に意を致した柔軟な対応を求めること

以上

重要な以下3つの議題について議論しました。

- 1 MANGAナショナルセンター法案
- 2 海賊版対策
- 3 同人誌即売会支援



MANGA文化を守り、 更なる発展のため 引き続き粘り強く進めていきます！

2021年4月24日緊急事態宣言発令

2021年4月24日緊急事態宣言を受け各種イベントが中止や延期に。
カバーされない外部関係者への補償や費用の調査のため、関係者にヒアリング開始。支援策の改善点や、要望などを伺い、提言としてまとめ政府に要請。



山田太郎 ✕ (参議院議員・全国比例) ✓
@yamadataro43

緊急事態宣言で同人誌即売会始め音楽演劇公演、展示会、遊園地、各種イベントが中止や延期。まずはJ-LODlive補助金（キャンセル関係費上限2500万円）の活用を！私はカバーされない外部関係者への補償や費用の調査検討開始、支援策を政府に要請します。月曜朝党内経済成長戦略本部で支援策緊急検討予定

21:23 · 2021/04/24 場所: 東京 大田区 · [Twitter for iPhone](#)

📌 ツイートアクティビティを表示

1万件のリツイート 78件の引用ツイート 7840件のいいね



赤松 健 ✓
@KenAkamatsu

【山田太郎議員と同人業界ヒアリング・2日目】
本日も山田事務所と共同で、同人業界から3件のヒアリングを行いました。
(1) 小規模な即売会の運営者 (M.A.JOYさん)
(2) 大規模イベントの運営者 (comic 1 池上さん・北條さん)
(3) 古参の二次創作同人作家 (有馬啓太郎さん) →

23:22 · 2021/04/27 · [Twitter Web App](#)

452件のリツイート 2件の引用ツイート

463件のいいね

イベント支援のため各関係者にヒアリング

➤ ヒアリングスケジュール（2021年）

- 4月26日(月) ねこのしっぽ社 内田さん（印刷会社）
- 4月26日(月) 赤ブーブー通信社 赤桐さん
- 4月27日(火) MAY.JOYさん（小規模イベント）
- 4月27日(火) 同人作家 有馬啓太郎さん
- 4月27日(火) COMIC 1 池上さん、北條さん
- 4月28日(水) ネルケプランニングさん
- 4月30日(金) 緒方恵美さん（声優・イベント会社代表）
- 4月30日(金) 福井健策先生（弁護士）
- 5月11日(火) コミックマーケット 準備会



ヒアリングした支援策（ヒアリング時）

補助金

- ARTS for the future!
- J-LODlive、J-LODlive2
- 感染拡大予防・活動支援環境整備事業
- 事業再構築補助金
- 持続化補助金
- IT導入補助金
- ものづくり補助金
- Go Toイベント

給付金

- 一時支援金
- 月次支援金
- 雇用調整助成金
- 住居確保給付金
- 持続化給付金
- 家賃支援給付金

融資

- 資金繰り支援
- 補助金対応POファイナンスサービス
- 緊急小口融資
- 総合支援資金

ヒアリング内容を共有

- 2021年4月28日(水) 22:00~さんちゃんねるにて赤松先生と緊急特集

➤ コロナ禍における経済支援（4月26日開催、
経済成長戦略本部での発言）

- エビデンスを示す
- 無責任で場当たりな対応を止める
- 分かりやすいクリアなメッセージを

➤ ヒアリング内容についてご報告

同人誌即売会などに精通している赤松先生同席の元、ヒアリングを進め、現場の方の本音を拾い上げていった

政府と現場の要望がマッチしていない
申請が煩雑・条件が厳しすぎる
事業規模に対して支援金額が足りない
着金まで時間がかかる
個人事業が対象外
そもそも支援があることを知らなかった

等



党内の連携及び各省庁との打ち合わせ

● 意見を取りまとめてリスト化し、関係各所と支援策の改善を検討

➤ **5月6日(木)**
文化立国調査会事務局長橋慶一郎議員と連携し文化庁と下打ち合わせ

➤ **5月7日(金)**
文化庁、経済産業省、新型コロナウイルス感染症対策推進室と合同打ち合わせ

省庁を越えて集まることで、縦割りではできない情報共有と、今後の連携をすり合わせ。各部署の責任を明確にし、どこが何をするか道筋を立てた。

➤ **5月10日(月)**
内閣総理大臣補佐官に面会
早急に必要な対策をダイレクトに政府へ。

| 日付 | 場所 | 参加者 | 議題 | 議決事項 | 決定事項 | 今後の対応 | 関係各所との連携 |
|-------|------------|-------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 5月6日 | 文化立国調査会事務所 | 橋慶一郎議員、事務局長 | 文化立国調査会事務局長橋慶一郎議員と連携し文化庁と下打ち合わせ | 文化立国調査会事務局長橋慶一郎議員と連携し文化庁と下打ち合わせ | 文化立国調査会事務局長橋慶一郎議員と連携し文化庁と下打ち合わせ | 文化立国調査会事務局長橋慶一郎議員と連携し文化庁と下打ち合わせ | 文化立国調査会事務局長橋慶一郎議員と連携し文化庁と下打ち合わせ |
| 5月7日 | 文化庁 | 文化庁長官、事務局長 | 文化庁、経済産業省、新型コロナウイルス感染症対策推進室と合同打ち合わせ | 文化庁、経済産業省、新型コロナウイルス感染症対策推進室と合同打ち合わせ | 文化庁、経済産業省、新型コロナウイルス感染症対策推進室と合同打ち合わせ | 文化庁、経済産業省、新型コロナウイルス感染症対策推進室と合同打ち合わせ | 文化庁、経済産業省、新型コロナウイルス感染症対策推進室と合同打ち合わせ |
| 5月10日 | 内閣総理大臣補佐官 | 内閣総理大臣補佐官 | 内閣総理大臣補佐官に面会 | 内閣総理大臣補佐官に面会 | 内閣総理大臣補佐官に面会 | 内閣総理大臣補佐官に面会 | 内閣総理大臣補佐官に面会 |



イベント型エンターテインメント産業に対する コロナ対策への提言

1. 開催制限や人流抑制はエビデンスベースで行う

- エビデンスベースでの開催制限とする
- 参加者数に対する感染率の高いものは制限を厳格化し、低いものは緩和・解除する
- 劇場が閉じた事による人流抑制の効果の有無・程度も公表する

2. 補助金ではなく損失補償へ移行する、移行までの間は補助金等をラフジャスティスで支払う

- 補助金ではなく、損失額に応じた補償に移行する
- 移行までの間は、今ある支援制度の内容と規模を拡充させる（特に会場費の半額支援を制度化）
- 補助金等はラフジャスティスで支払う

3. Withコロナ渦での中長期的な戦略を立てる

- ライブ配信を高画像高音質（8KとDolby Atmos等）で収録できる体制を整える
- 外国曲のシンクロ権の問題を解決する取組みを進める

イベント型エンターテインメント産業に対するコロナ対策への提言

2021年5月10日
参議院議員 山田太郎

1. 開催制限や人流抑制はエビデンスベースで行う

「感染者を出していないにもかかわらず、人流抑制のために突然活動を0にされた」「こちらはお客さんを入れて駄目なのに、飲食店は入れてよいことを恣意的に感じる」「人流抑制」が耳に聞こえがいいから利用していると関係者は理解している。受け入れ難い「ステージがあがったのは、行政と医療産業が上手く連携できず病床が逼迫したことが原因であり、そのつけを他の産業に押し付けられるのは困る」などイベント型エンターテインメント産業関係者からの政府のコロナ対策に対する評価は非常に厳しい。そもそも、産業を社会生活に必要なものとそうでないものとに分けることは、人々の判断を生むものであり、ナンセンスである。一方、エビデンスによる制限であれば、賛同はできずとも、多くの国民が受け入れるだろう。そこで以下を提言したい。

- ・エビデンスベースでの開催制限とする
- ・参加者数に対する感染率の高いものは制限を厳格化し、低いものは緩和・解除する
- ・劇場が閉じた事による人流抑制の効果の有無・程度も公表する

2. 補助金ではなく損失補償へ移行する、移行までの間は補助金等をラフジャスティスで支払う

これまでは政府が損失補償を嫌い、補助金を乱立させたのではないかと、補助金制度は、申請する側も審査する側も現場の負担が大きく、給付が遅れに遅れているのが現状である。そもそも、補助金は、経費補助であり、対象経費の支出をしなければならぬ。その結果、やりたくないことを余儀なくされる場合も少なくない。例えば、補助金の条件を満たすための映像作製等、作りたくないものを作る結果にもなる。そんな不幸なことを表現者にさせてはならない。そこで、早急に、被った損失に応じた補償に舵を切るべきである。また、補償への移行までの間は、今ある支援制度の内容と規模を拡充させる必要がある。特に、イベント型エンターテインメント産業においては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、経過措置の期間だけでなく、それらの期間外においても、厳しい開催制限が定められまったく収益が見込めない状況である。そのため、支援の充実が急務である。例えば、宣言や措置の対象外の都道府県であっても、収容定員1万人以上の場合、収容できるのは最大50%であり、イベントの主催者は倍の会場費を支払わなければならないことになる。この業界では、70%以上の観客を入れなければ黒字にならないが、宣言や措置が終わった後でも50%までしか観客を入れられないという現状は、開催を中止するか、赤字で開催するか、いずれにせよ業界自体の存続が危ぶまれる事態である。そこで、会場費の半額を国が支援し、赤字にならずにイベントを開催できる制度を早急に整備すべきである（またはエビデンスベースで人数上限を撤廃するのもいい）

フランスのアンテルミタン・デュ・スペクタクルでは、アーティストに対し、仕事がない時に最低限の失業手当を払っている。これはコロナ渦以前からの支援である。米国ではアーティストに対する公的資金の支出はないが、税制優遇措置に支えられた寄付文化が存在し、文化芸術分野への寄付額は既に1兆円を超えている。日本もエンターテインメント産業を本気で守る気合を見せる必要がある。

男女共同参画基本計画

男女共同参画基本計画とは

男女が対等な構成員としてあらゆる分野で活動できる社会の実現に向け、5年ごとに目標などを定める政府の計画（閣議決定される）

第1次男女共同参画基本計画（2000年12月12日閣議決定）

第2次男女共同参画基本計画（2005年12月27日閣議決定）

第3次男女共同参画基本計画（2010年12月17日閣議決定）

第4次男女共同参画基本計画（2015年12月25日閣議決定）

第5次男女共同参画基本計画（2020年12月25日閣議決定）

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

(1) 施策の基本的方向

修正前

- インターネット上であっても、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、政府及び民間事業者等の多様な関係者との協働、広報啓発の推進等の総合的な取組により、自由なデータ流通や通信の秘密に係る理念等とプライバシー保護等の在り方を念頭に置きつつ被害の予防、迅速・着実な被害の救済に向けた取組を推進する。
- インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。



あくまでも違法な表現を防止することが目的であることを確認

8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

(1) 施策の基本的方向

修正後
(2020年12月25日
閣議決定)

- インターネット上であっても、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、政府及び民間事業者等の多様な関係者との協働、広報啓発の推進等の総合的な取組により、自由なデータ流通や通信の秘密に係る理念等とプライバシー保護等の在り方を念頭に置きつつ被害の予防、迅速・着実な被害の救済に向けた取組を推進する。
- インターネット上における違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。

第5次男女共同参画基本計画の文章案：修正前後（第10分野）

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

4 メディア分野等と連携した積極的な情報発信

(1) 施策の基本的方向

修正前

○ 新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディアやクリエイティブな分野と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行うとともに、女性の人権を尊重した表現の推進をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。



社会法益保護目的ではなく、個人法益保護目的であることを確認

4 メディア分野等と連携した積極的な情報発信

(1) 施策の基本的方向

修正後
(2020年12月25日
閣議決定)

○ 新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。

サイバー局

● 山田太郎の公約に入っている【警察庁サイバー局】が令和4年度に創設！

サイバー空間の情勢と警察の対応

1 サイバー空間の情勢

- ◆ サイバー空間は国民が参加する公共空間へと進化
 - 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」
- ◆ 高度な技術を持つサイバー攻撃者集団など極めて深刻な脅威
- ◆ 多くの国民がサイバー空間に不安感

2 警察の対応

- ◆ 「世界一安全な日本」には、サイバー空間の安全安心確保は不可欠
- ◆ 警察の強みを活かして「安全安心のサイバー空間」実現に取り組む
 - 捜査などから得られる幅広い情報
 - 全国に配置された警察のサイバー技術部隊
 - 警察署・交番等地域に根ざした広範なネットワークを活用した各種警察活動



ついに公約が実現！
海賊版対策、ネット上の誹謗中傷対策、コインハイブ事件等の観点からも数々の場でサイバー局の創設を訴え、警察庁と何度も打合せ。令和4年度、大幅な組織改正を行い、「サイバー局」の創設が決定。

警察庁組織改正構想の検討

1 背景

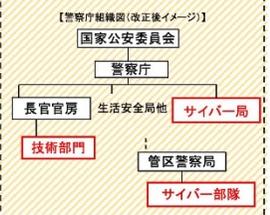
- ◆ コロナ禍を契機としてサイバー空間の脅威が顕在化
 - サイバー被害の潜在的リスクの拡大
 - 国家を背景としたサイバー攻撃の発生
 - 悪質なマルウェアを用いた攻撃手法の拡散
 - フィッシングメール等の身近なサイバー脅威を国民が実感



2 改正構想の概要

※ 6月24日(木)公表予定

- ◆ サイバー局等の新設
 - 警察庁にサイバー局を設置
 - 管区警察局にサイバー部隊を設置
- ◆ 技術政策を統括する組織の設置
 - 情報通信局を改組し、長官官房に技術政策を統括する組織を設置



【ネット時代の行政の在り方】

時代に合わせて、行政と政治の在り方も変化すると考えられます。eガバメントで行政を効率化、民間へのサービスレベル上げたり、若者の選挙参加や投票率の向上を目指してネット投票などを導入したりする必要もあるでしょう。その他、立法や行政にはクラウド時代の法整備、ネット技術利用のノーアクションレター(法律適用の事前確認)、ネット犯罪に対する捜査機関の専門性向上も必要です。

(公約集「山田太郎のものがたり」より)

サイバー犯罪条約

クレジットカード規制問題